

◆◆ 資料編 ◆◆

資料編 目次

1 「社会的背景」にかかわるQ & A	65
2 参画と協働に関連する区の例規等	74
(1) 千代田区附属機関等の会議及び会議録等の 公開に関する基準	74
(2) 千代田区意見公募手続要綱	77
(3) 千代田区意見公募手続要綱について（依命通達）	80
(4) 千代田区 NPO・ボランティアとの協働を進める ための基本指針	81
(5) 千代田区補助金等交付規則	83
(6) 補助金の使途確認等の見直しに関する基本方針	87
(7) 千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領	88
3 区民参画・協働推進検討部会 部員名簿及び検討経過	90
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）	92
(1) 在住区民アンケート	92
(2) 昼間区民アンケート	114

■ 「社会的背景」にかかわるQ & A

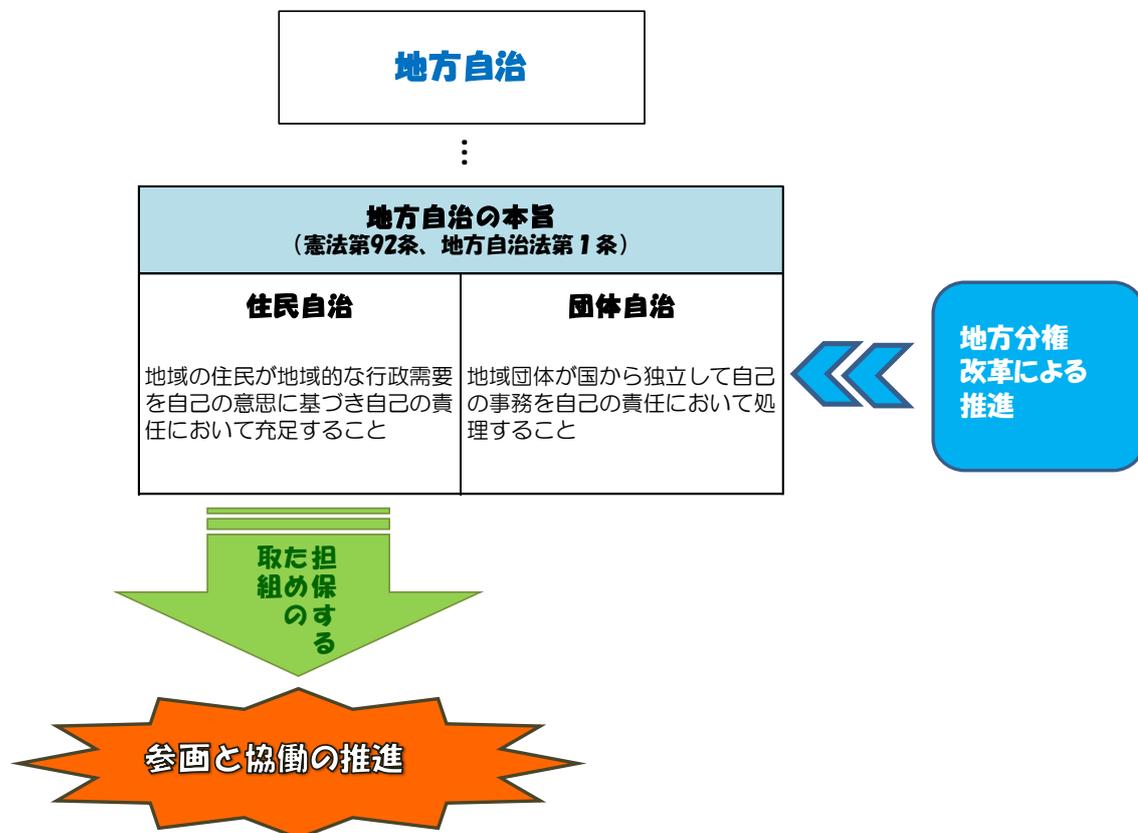
ここでは、「第1章 共通編」のうち「Ⅱ 区民等による参画と協働を推進する社会的背景」について、詳しい内容をQ & A方式で説明します。

Q. 1 地方自治の本旨とは何ですか。

A. 日本国憲法第92条及び地方自治法第1条に規定される「地方自治の本旨」とは、一般的には「国のもとに、地方公共団体の『団体自治』及び『住民（人民）自治』の二つの意味における地方自治を確立すること」であるとされています。

「団体自治」とは、「国から独立した地域団体を設け、この団体が自己の事務を自己の機関によりその団体の責任において処理すること」であり、「住民自治」とは、「地域の住民が地域的な行政需要を自己の意思に基づき自己の責任において充足すること」であるとされています。

この「団体自治」を推進するための流れが「地方分権」であり、「住民自治」を担保するための取組の一つが、本ガイドラインの目的でもある「参画と協働の推進」であるといえます。



Q. 2 平成12年の地方分権一括法による地方自治法の改正により、地方公共団体は十分な権限と財源を持てるようになったのですか。

A. 平成12年の地方分権一括法による地方自治法の改正により、国と地方公共団体が分担すべき役割の明確化が図られ、法律上、国と地方公共団体は「対等・協力」の関係に位置付けられたものの、国から地方に移譲された事務事業は限られた範囲にとどまり、また、役割分担を実質的に担保する税財源の移譲については具体的な制度改正に至りませんでした。

その後も、国においては、「経済財政改革の基本方針」（骨太の方針）で示された三位一体の改革（国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の財源保障機能の見直し及び縮小、基幹税の充実を基本とした税源移譲の3点を一体的に進める取組）が進められましたが、国庫補助金については国の負担率の引下げにより地方への負担転嫁となるものがあり、また、所得税と並ぶ基幹税である消費税の移譲や地方交付税の抜本的な見直しも見送られるなど、きわめて不十分なものとなりました。

平成18年12月に施行された地方分権改革推進法（施行後3年で効力を失う時限立法として制定）では、国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、①地方公共団体への権限移譲の推進、②地方公共団体に対する事務の処理またはその方法の義務付けの整理・合理化、③地方公共団体に対する国または都道府県の関与の整理・合理化の措置を講ずることとされ、この法に基づき設置された「地方分権改革推進委員会」による4次にわたる勧告を経て、平成21年12月に「地方分権改革推進計画」が閣議決定されました。

この計画では、国による地方公共団体に対する「義務付け・枠付けの見直し」と地方公共団体による「条例制定権の拡大」、「国と地方の協議の場の法制化」などの取組が示されました。

こうした取組を経て、今日までに、義務付け・枠付けの緩和や都道府県から区市町村への権限移譲を行う法改正が段階的に行われています。

○ 地方分権改革の流れ

年月	主な動き
平成5年6月	● 地方分権の推進に関する決議（衆参両院）
平成7年5月	● 地方分権推進法 成立
平成7年7月	● 地方分権推進委員会設置（内閣府の諮問機関）
平成10年5月	● 地方分権推進計画 閣議決定
平成11年3月	● 第二次地方分権推進計画 閣議決定
平成11年7月	● 地方分権一括法 成立
平成16年～18年	いわゆる三位一体の改革（国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の財源保障機能の見直し・縮小、基幹税の充実を基本とした国から地方への税源移譲）
平成18年12月	● 地方分権改革推進法 成立（3年間の時限法）
平成19年4月	● 地方分権改革推進委員会設置（内閣府の諮問機関）
平成21年11月	● 地域主権戦略会議 閣議決定により設置
平成21年12月	● 地方分権改革推進計画 閣議決定
平成22年6月	● 地域主権戦略大綱 閣議決定
平成22年12月	● アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～ 閣議決定
平成23年4月	● 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法） 成立 ● 国と地方の協議の場に関する法律 成立
平成23年8月	● 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法） 成立
平成24年11月	● 地域主権推進大綱 閣議決定
平成25年3月	● 地方分権改革推進本部 閣議決定により設置
平成25年6月	● 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法） 成立
平成25年12月	● 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について 閣議決定

Q. 3 基礎的自治体である千代田区は、これまでに、どのような取組を行ってきましたか。

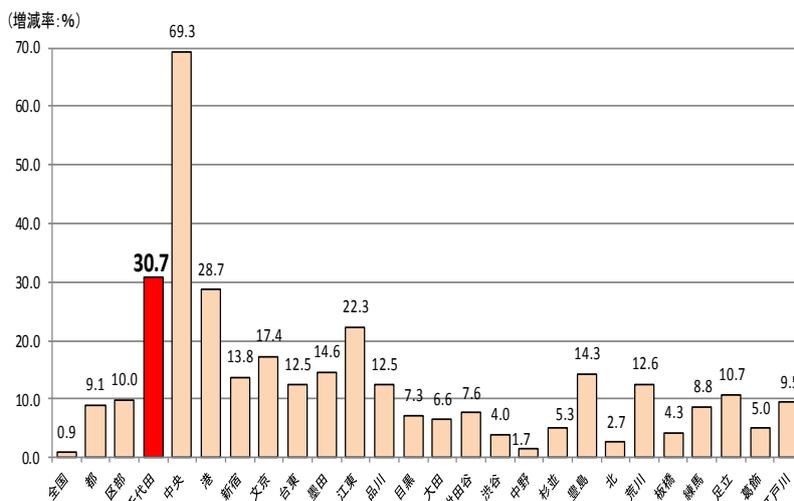
A. 千代田区では、平成13年10月に区議会の議決を経て策定した「千代田区第三次基本構想～千代田新世紀構想～」において、基本方針の一つとして、「千代田市をめざし、新しい自治のあり方を発信する」ことを掲げ、区のすべての施策・事務事業を「千代田市」をめざす観点から取り組み、区民と区がともに施策を立案し、実施し、評価していくこととしています。

こうした考え方にに基づき、全国に先駆けて、幼保一元化施設「いずみこども園」を設置（平成14年4月）し、路上喫煙禁止を掲げた生活環境条例を施行（平成14年10月）するなど、千代田区の地域特性を踏まえた様々な先駆的施策を実現し、国の地方分権の取組に先んじて、基礎的自治体としての新しい自治のあり方を発信してきました。

Q. 4 人口構成の変化とありますが、具体的に千代田区の人口構成にはどのような変化がみられますか。

A. 総務省「国勢調査」（5年に一度実施される全数調査）によると、千代田区の人口は、平成12年から平成22年までの10年間で、約3割（36,035人→47,115人）増加しています。この10年で都内人口は軒並み増加していますが、千代田区の人口増加は、特別区の中では中央区（69.3%）に次いで2番目に高い伸びを示しています【図表1】。

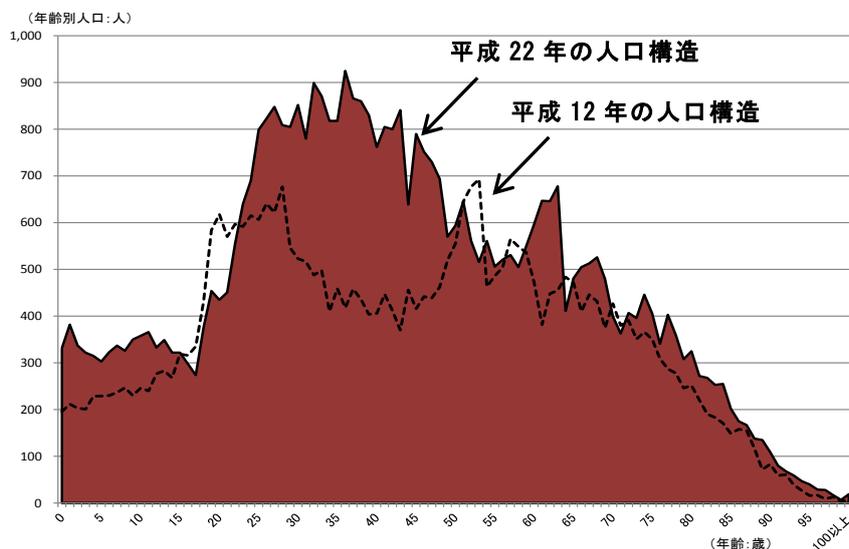
図表1 人口増減率比較（平成12年⇒22年）



資料：総務省「国勢調査」

区民の年齢構成にも大きな変化が見られます。千代田区における近年の人口増加は、20歳代後半から40歳代までの年代とその子の年代がけん引しており、最近10年で見ると、特に、35歳から39歳までの年代層の人口は約2倍となり、0歳～4歳までの年代層は約6割増加しています【図表2】。

図表2 千代田区の人口構造 ～10年前との比較

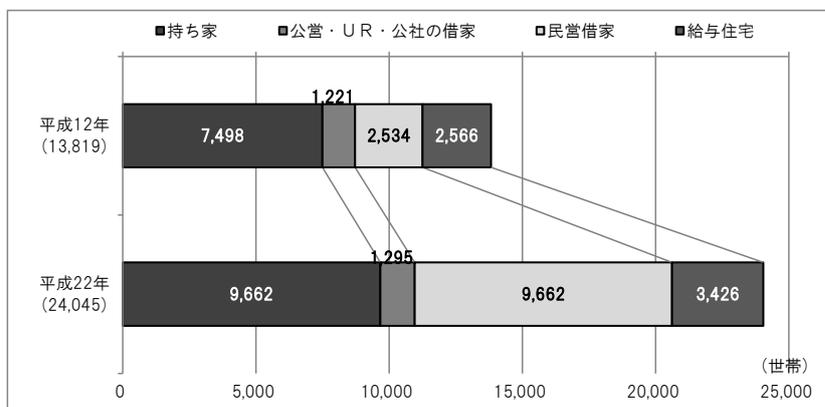


資料：総務省「国勢調査」

また、世帯構成や住まい方も大きく変化しています。単身世帯数は10年で約2倍(6,665世帯→13,835世帯)となり、区内世帯に占める単身世帯の割合は54.4%と半数を超えています。また、民営借家世帯数も10年で約3.8倍となり、区内世帯の約4割が民営借家住まいとなっています【図表3】。

このように、千代田区民の人口や世帯の構成は、近年大きく変化しています。また、雇用形態の多様化や女性の社会進出の進展など、区民のライフスタイルや価値観も多様になっており、区や区政に期待する内容も変化し、多様化していると考えられます。

図表3 所有関係別世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

Q. 5 多様な主体の集積とありますが、千代田区で働き、学ぶ人は、具体的にどれくらいいるのですか。

A. 総務省「平成 21 年経済センサス基礎調査」によると、区内に立地する事業所は 4 万を超え、この数は、港区、中央区に次ぐ集積となっています。

この結果、常住人口（千代田区に住む人の数）が 5 万人に過ぎない千代田区には、約 82 万もの人々が日中、働き、学んでいます。昼夜間人口の差は、他の都心区でも 4～5 倍程度であるのに対し、千代田区は約 17 倍となっており、この値は全国的にも突出しています。

また、千代田区には大学等の教育機関も多く立地しており、82 万人の昼間人口の 1 割弱を学生が占めています。

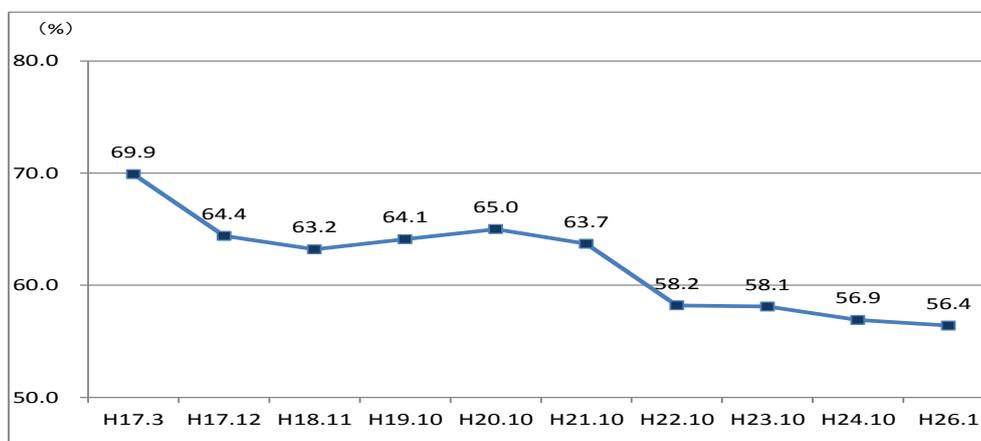
こうした昼間人口の規模や多様性は、千代田区の特徴の一つといえ、昼間区民の価値観や区に対するニーズもまた、在住区民と同様に多様であると考えられます。

Q. 6 なぜ、従来の地縁団体だけで区民等の多様なニーズを担うことが難しいのですか。

A. 地域の課題を地域自らが解決していくうえで、地域コミュニティの核の一つである町会等の地縁団体は今日、その重要性を一層増しています。

しかし、町会等への加入者の減少に象徴されるように、人口構成の変化等に伴い、地域におけるコミュニティ意識や連帯感の希薄化が進んでいるとも言われており、町会等の従来の地縁団体だけでは、地域の課題への対応にも限界があると考えられます。

図表 4 町会加入率



資料：区民世論調査

Q. 7 地域で活動する様々な主体とありますが、千代田区ではどのような主体が活動を行っていますか。

A. 千代田区には4万を超える事業所や多くの大学、さらには、800を超えるNPO法人や多くのボランティア団体などが活動しています。

また、最近ではフェイスブック等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）（※）を活用して、地域単位のコミュニティを形成し、インターネット上でのコミュニティ活動を活発に行っている人たちもいます。

こうした地域の多様な主体の存在は、千代田区の地域コミュニティを活性化させるうえで、大きな力となる可能性があります。

※**ソーシャル・ネットワーキング・サービス**…人と人の繋がりを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

Q. 8 地域で活動する人や団体の社会貢献意識は高まりを見せている、とありますが、本当に社会貢献意識は高まっているのですか。

A. 内閣府が実施した「社会意識に関する世論調査」によると、「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか」という質問に対して、「思っている」と回答した人の割合は、平成14年12月調査では58.9%であったのに対し、平成25年2月調査では、66.7%に増加しています。

この傾向は年代を問わず共通していますが、特に、従前は「思っている」と回答した人の割合が「思っていない」と回答した人の割合より低かった20代の層においても、直近の平成25年2月調査では「思っている」と回答した人の割合が66%に達し、「思っていない」と回答した人の割合（31.9%）を大きく上回っており、若年層にも参加のすそ野が広がることによる、今後の地域における社会貢献活動の一層の活性化が期待されます。

Q. 9 東日本大震災に伴う被災地支援において、NPO 法人やボランティア活動を行う人々などが活躍したとありますが、それらの団体の千代田区における地域活動の状況はどのようになっていますか。

A. 様々な社会貢献活動を行い、構成員に対して収益を分配することを目的としない団体を「NPO (Non Profit Organization)」といい、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した法人を「NPO 法人 (特定非営利活動法人)」といいます。また、NPO 法人のうち、一定の基準を満たすものとして都道府県などの所轄庁に認定を受けた法人を「認定 NPO 法人」といい、税制上の優遇措置を受けることができますようになっています。

NPO 法人の数は、平成 25 年 9 月末現在で 48,244 法人となっており、そのうち約 19%が都内に集積しています。さらに、その 1 割弱 (約 800 法人) が千代田区内に主たる事務所を置いています。

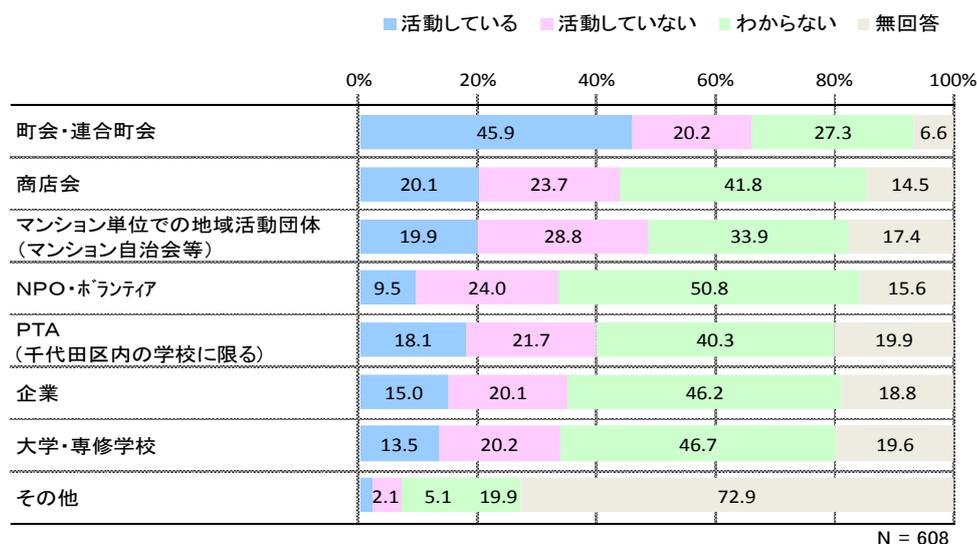
個人レベルでのボランティア活動も活発に行われています。総務省の「平成 23 年社会生活基本調査」(平成 23 年 10 月)によると、わが国で 1 年間にボランティア活動を行った人は 2,995 万 1 千人におよび、ボランティア活動にかかわる「行動者率」(10 歳以上人口に占める過去 1 年間に当該活動を行った人の割合)は、26.3%に達しています。

また、5 年前の同調査と比較すると、年齢別の行動者率は、20 歳代から 40 歳代前半までの年代層を中心に上昇が見られ、ボランティア活動に従事する年代層の幅が広がりを見せていることがわかります。

しかしながら、区民アンケート調査によると、NPO やボランティアグループに所属している区民の割合は、4.1%にしかすぎません。

また、区が実施した別の区民アンケートによると、「NPO・ボランティア団体があなたの身近で地域活動をしていますか」という質問に対し、「活動している」と回答した区民は 9.5%にすぎず、NPO やボランティアの活動が区民からほとんど認知されていないという状況がうかがえます。

図表5 身近で地域活動をしている団体の認知度



資料：千代田区区民生活部『「地域コミュニティ施策の一元的な推進」に向けた検討における区民アンケート調査』

区内には多数のNPO法人が存在し、社会貢献活動が行われています。また、全国的に見ると、個人レベルのボランティア活動も活発に行われています。

しかし、NPOやボランティア団体への区民の参加割合は低く、そうした団体が地域で行う活動も、区民にほとんど認知されていないことから、千代田区の地域課題の解決に直接資するような地域活動は、それほど活発に行われていない可能性があります。

今後は、いかに区民に地域活動に参加してもらうか、そして、いかに団体に地域活動に目を向けてもらうかが、協働を推進していくうえでの課題であるといえます。

資料2-(1)

○千代田区附属機関等の会議及び会議録等の公開に関する基準

平成21年5月29日21千政総職発第177号

千代田区は区民等の多様な意見を取り入れ、また専門的な識見を活用するため、さまざまな会議を開催している。これらの会議では、さまざまな議題がさまざまな目的で論議されており、中には、プライバシーなどの法益に深く関わるようなものもある。しかし、そのような法益に配慮しながらも、基本的には、できる限り公開のもとで審議され、その記録が公開されることが、その内容を公正にするため、また民主的な区政運営を確保するためにも重要である。

千代田区は、このような見地から、この基準を定める。

(目的)

第1条 この基準は、附属機関等の会議及び会議録等の公開に関し必要な事項を定めることにより、区民に対しその審議状況を明らかにし、公正透明で民主的な区政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「附属機関等」とは、次の各号に定める機関をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき設置された附属機関
- (2) 前号の附属機関に準じて区政に関し審議、審査、調査等を行うために区規則又は要綱等に基づき設置された合議制機関（区職員のみを構成員とし、もっぱら執行機関内部の意思形成過程に携わるもの及び区内部又は区と関係機関等との事務連絡を主目的とする会合を除く。）

(会議の公開の基準)

第3条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法令等により会議が非公開とされている場合
- (2) 当該会議が千代田区情報公開条例（平成13年条例第2号）第7条第1項各号に規定する非公開情報（公益上特に公開する必要があると認められるものを除く。以下同じ。）を含む内容について審議等を行う場合
- (3) 前号に該当する場合を除くほか、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 附属機関等の会議を公開するかどうかは、前条に定める会議の公開の基準(以下「公開基準」という。)に基づき、当該附属機関等がその会議において決定する。

2 附属機関等は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対してこれを認めることにより行うものとする。

2 会議の傍聴を認める場合には、あらかじめ傍聴人の定員を定め、傍聴席として所定の場所を設けるものとする。

3 傍聴するうえでの注意事項その他会議の傍聴について必要な事項は、当該附属機関等の長が定めるものとする。

4 当該附属機関等の長は、傍聴人が注意事項を遵守せず会議の進行上支障があると認めるときは傍聴を中止することができる。

(会議開催予定の公表)

第6条 附属機関等の所管課等は、会議開催にあたっては、公開・非公開の別にかかわらず原則として会議開催の2週間前までに、次に掲げる事項を記載した内容を区ホームページ等に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等事前公表が困難と認められるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 会議の公開又は非公開の別(その別が未確定であるときは、非公開になることもあること。)

(6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由

(7) 傍聴人の定員

(8) 傍聴希望者が傍聴人の定員を超えた場合の処置

(9) その他必要な事項

(会議録の作成)

第7条 附属機関等の所管課等は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録の作成に当たっては、逐語記録又は要点記録により調製する。

3 会議録の作成に当たっては、附属機関等又はその長の確認を得るとともに、次条

第1項ただし書の非公開情報の有無及びそれが有る場合の非公開理由について、あらかじめ意見を聴くものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録は、公開するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録のうち、会議終了後においても千代田区情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない。

2 前項の規定により会議録を公開する場合は、前条第3項の規定により聴取した意見を尊重して行うものとする。

3 会議録の公開は、区ホームページ又は区政情報コーナー若しくは所管課等の窓口での閲覧により行うものとする。

4 会議の録音テープ等の電磁的記録については、その視聴を希望する者に対し、通常の執務時間の範囲内で相当な方法により公開する。ただし、非公開の内容を含むものについては、この限りでない。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第9条 会議及び会議録の公開について法令又は条例若しくは規則等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(その他の会議の公開)

第10条 第2条第2項かっこ書きにより除外されている会議においても、個々にその設置根拠たる法律、条例等その他設置の趣旨目的に反しない限り、会議の公開に努め、また、千代田区情報公開条例の規定に従って会議録を公開するものとする。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

千代田区意見公募手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区の意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、区民等の区政への参画を促進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって開かれた区政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 第4条に定める事項について、当該計画等の案を公表し、区民等から広く意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する実施機関の考え方を公表するまでの一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (3) 区民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 区内に住所を有する者
 - イ 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 区内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 区内の学校に在学する者
 - オ その他計画等に利害関係を有する者

(実施)

第3条 実施機関は、この要綱に定めるところにより、意見公募手続を実施するものとする。

2 意見公募手続は、区長が統轄する。

(意見公募手続の対象)

第4条 意見公募手続は、次に掲げるものについて実施する。

- (1) 区の総合的な施策に関する計画の策定及び重要な改定
- (2) 各行政分野の基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、意見公募手続を実施しないことができる。

- (1) 計画等の策定が迅速性又は緊急性を要する場合
- (2) 計画等の策定に当たり、実施機関に裁量の余地が小さいと認められる場合
- (3) 計画等の策定に当たり、意見提出の手続が法令により定められている場合

(計画等の案の公表)

第6条 実施機関は、第4条に規定する計画等の案を作成したときは、最終的な意思決定を行う前に次に掲げる情報を公表しなければならない。

- (1) 当該計画等の案及びその概要
- (2) 当該計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 当該計画等の案に関連する資料

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、広報紙への掲載は、概要のみとすることを妨げない。

- (1) 区ホームページへの掲載
- (2) 担当課窓口及び出張所窓口への備付け
- (3) 区政情報コーナーへの備付け
- (4) 広報紙への掲載
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 区長は、第1項の規定による公表を行っている計画等の案の一覧を作成し、区政情報コーナーに備え付けるとともに、区ホームページに掲載するものとする。

(意見の提出)

第7条 実施機関は、計画等の案に対する意見の提出期間、提出方法その他の意見の提出に係る必要な事項について、計画等の案を公表するときに明示するものとする。

2 計画等の案に対する意見の提出期間は、計画等の案を公表した日から起算して2週間以上とする。

3 意見を提出する者(以下「提出者」という。)は、意見を提出するときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 第2条第3号イに掲げる者 その者が有する事務所又は事業所の名称
- (4) 第2条第3号ウに掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称
- (5) 第2条第3号エに掲げる者 その者が在学する学校の名称
- (6) 法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (7) その他実施機関が必要と認める事項

4 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) 区ホームページからの入力
- (4) 電子メール
- (5) ファクシミリ
- (6) その他実施機関が必要と認める方法

(意見の取扱い)

第8条 実施機関は、区民等から提出された意見について検討し、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見の概要
 - (2) 意見に対する実施機関の考え方
 - (3) 計画等の案を修正したときは、当該修正の内容
- 2 前項の規定による公表は、区ホームページと広報紙への掲載により行うものとする。ただし、広報紙への掲載は、概要のみとすることを妨げない。

(意見の取扱い及び個人情報の保護)

第9条 実施機関は、前条第1項の規定にかかわらず、提出された意見を公表することが、第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該意見の全部又は一部を公表しないことができる。

- 2 第7条第3項の規定により提出者に明示させた氏名、住所その他の事項は原則として非公開とし、実施機関は、当該事項を千代田区個人情報保護条例(平成10年千代田区条例第43号)に基づき、適正に管理しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

資料2-(3)

26 千政企調発第 27 号
平成 26 年 4 月 1 日

部（局・室）長
会計管理者 各位

副区長 山口 正紀
（公印省略）

千代田区意見公募手続要綱について（依命通達）

「千代田区意見公募手続要綱」については、「千代田区参画・協働ガイドライン」の策定にあわせて改正したので、所属職員に周知徹底させ、その実施に遺憾のないよう取り計らわれたい。

なお、同要綱第 4 条第 3 号に規定する、「前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの」についても、同ガイドラインの内容にあわせて見直すこととしたので、同要綱第 10 条に基づき、下記のとおり定める。

この旨、命により通達する。

記

- (1) 区の総合的な施策に関する方針・指針、構想の策定及び重要な改定
- (2) 各行政分野の基本的な事項を定める方針・指針、構想の策定及び重要な改定
- (3) 施設の整備（大規模改修を含む。）や廃止に関する計画等の策定及び重要な変更
- (4) 区政に関する基本方針を定める条例の制定、重要な改定及び廃止
- (5) 区民に義務を課し、又は権利を制限することを定める条例（公租公課に係る条例を除く。）の制定、重要な改定及び廃止
- (6) 区民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定、重要な改定及び廃止
- (7) その他、各所管部及び各事務局が必要と認めるもの

千代田区 NPO・ボランティアとの協働 を進めるための基本指針

平成15年3月
千代田区政策経営部

21世紀を迎えた今日、福祉、環境などの社会的課題が複雑化している中、これまでの社会システムでは、社会的ニーズに十分対応することが困難になってきています。

千代田区では、平成13年10月、第3次基本構想を策定し、基本方針として、「100万人を活力とする自治体「千代田」をつくる」ことを掲げました。今後、活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めていくためには、千代田に住み・働き・学び・集う全ての人々による自発的・自立的なNPO・ボランティア活動は重要な役割を担うものと期待されます。

そこで、区では、NPO・ボランティア等を、まちづくりの新たなパートナーと位置づけ、協働に向けた基本的考え方を示すこととしました。

指針1 NPO・ボランティアと区との協働だけではなく、地域、企業、大学等を含めた協働を推進していきます。

千代田区には、地域の課題解決に幅広く活動してきた町会等の自治組織があり、また、企業・大学等も集中しています。これらとNPO・ボランティアとの協働は、千代田区の地域活性化にとって、大きな効果を与えるものです。区は、区とNPO・ボランティアとの協働だけではなく、千代田のまちづくりを担う様々な主体の協働を推進していきます。

指針2 異なる組織・活動文化と積極的に出会い、時にはぶつかりあいながら、理解し信頼しあう、協働のプロセスを大切にします。

協働は、異なる組織・活動文化をもつもの同士が、それぞれの特性を理解しそのよさを発揮しあうことで、効果を高めていくものです。お互いの文化の違いから生じるぶつかりあいを恐れず、共通する社会的課題に共感し、信頼しあう関係を築いていくことが、協働の出発点と考えます。

指針 3 協働の目的や達成目標について十分話し合い、協働の成果を事前、事後に検証していきます。

区が推進する協働の最終目的は、だれもが住みたいと思える都心の魅力にあふれた千代田のまちづくりに向け、地域の課題解決や活性化を図ることです。協働にあたっては、その目的や達成目標を明確にし、協働することによる効果を事前に検証するとともに、実施後の成果について分析・評価していきます。

指針 4 政策の立案段階から、互いの考えやアイデアを活かしあいます。

協働とは、お互いが対等の立場で役割や責任を分担しあうことです。決して、相手に補助的、下請け的な役割を求めるものではありません。区は、事業の実施場面だけでなく、企画立案の段階から、NPO・ボランティアの発想・提案を取り入れ、協働していく機会を充実していきます。

指針 5 中間支援組織等、他の機関と連携しながら、自立に向けた活動支援を推進します。

対等の立場で協働を進めていくためには、NPO・ボランティアの活動が自立し、安定的に展開していることが必要です。区は、NPO・ボランティアの自発性・自立性を尊重しつつ、区内にある中間支援組織等と連携しながら、NPO・ボランティアの自立に向けた環境整備を基本とした、活動支援を進めていきます。

○千代田区補助金等交付規則

昭和48年3月31日規則第15号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 区がその公益上必要がある場合において、区以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で反対給付を受けないもの（区長が指定するものを除く。）をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行なう者をいう。

(事務担当者の責務)

第3条 補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて、公正、かつ、有効に使用されるように努めなければならない。

(他の規程との関係)

第4条 補助金等に関しては、他に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付に際しては、あらかじめ、補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）をして、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地）
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
- (5) その他必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付させなければならない。

- (1) 申請者の営むおもな事業
- (2) 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (3) 補助事業等の効果
- (4) 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

3 補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第1項第3号の申請書に記載すべき事項の全部若しくは一部又は前項の規定による添付書類に記載すべき事項の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第6条 前条の補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

2 前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第7条 前条の規定による交付の決定に当つては、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第8条 補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知しなければならない。

第3章 補助事業等の遂行等

(承認事項)

第9条 補助事業者等が次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ、承認を受けさせるものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(状況報告)

第10条 補助事業等の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者等を

して補助事業等の遂行の状況に関し書面により報告させなければならない。

(補助事業等の遂行命令等)

第11条 補助事業者等が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命じなければならない。

2 補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業等が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者等をして次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出させなければならない。第9条第3号の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

(1) 補助事業等の成果

(2) 補助金等に係る収支計算に関する事項

(3) その他必要と認める事項

2 前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があるときは、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査することができる。

(是正のための措置)

第13条 前条の規定による報告及び調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前条の規定は、前項の命令により補助事業者等が必要な措置をした場合に準用する。

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第14条 補助事業者等が次の各号の一に該当した場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく命令に違反したとき。

2 第8条の規定は、前項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第15条 補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 第14条第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消をした場合において、補助金等の返還を命じたときは、補助事業者等をしてその命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 補助事業者等に対し、補助金等の返還を命じた場合において、補助事業者等がこれを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、区長の承認を受けさせなければならない。ただし、補助金等の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びこれに付随する従物

(2) 立木

(3) 工作物、機械及び器具で、区長が指定するもの

(4) 前各号のほか、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認め
るもの

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

補助金の使途確認等の見直しに関する基本方針

【公平性、公正性、客観性の確保】

- 行政は住民が負担する税を主な原資として様々な事業を行っている。このため、全ての事業について費用対効果の検証がなされなければならない。これに加え、補助金の支出については、公益上の必要性がその前提条件であると同時に、公平性、公正性、客観性がより一層求められるものであるため、既存の補助金についても改めて検証すること。
- 特に、補助事業開始当時とは社会的背景や経済的状況、さらには区民のニーズなどが変化しているにもかかわらず、長期間にわたり事業の見直しを行っていないものなどは、その効果、有用性について再検証すること。

【団体補助から事業補助への見直し】

- 団体の運営費に対して補助をする「団体補助」は補助金の使途が不明確であることから、できるかぎり事業補助化することで補助金支出の透明性を高めること。
- やむをえず団体補助を継続する場合においては、補助対象外である類似団体との間において公平性の観点から疑念が生じることのないよう補助目的、補助理由等を再検証し、補助基準を明確にすること。

【補助対象事業の精査と補助決定方法の見直し】

- 補助金支給の有無によって、公平性の観点から疑念を生じることのないよう、補助対象事業を明確にすることはもとより、補助対象の決定に際しては透明性の確保に努めること。

【使途を証する書類の確認】

- 補助金の使途の確認については、事業報告書等の提出を求めるだけでなく、可能な限り領収書や補助対象事業の実施内容が確認できる写真など、使途を証する書類の添付を求めること。

【執行状況の实地確認等】

- 補助対象事業の執行状況については可能な限り实地確認を行うこと。ただし、事業が多岐に亘っていることなどにより实地確認が困難である場合には、事業の中から無作為に抽出して確認を行うなどの工夫に努めること。またその際、補助目的がどのように達成されたかという点についても確認をし、補助効果の検証に努めること。

千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領

昭和 62 年 5 月 27 日 62 千総総発第 202 号区長決裁

国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が主催する博覧会、展示会、講演会、記念式等の行事について、主催者から後援、共催、協賛等の名義（以下「後援名義等」という）の使用の依頼があった場合は、依頼団体又は依頼内容に区にかかわりのある部分がある場合に、下記の基準によりこれを取り扱うものとする。

記

第 1 後援、協賛又は共催の名義の使い分け

- 1 「後援」と「協賛」の区分については、原則として「後援」名義を承認するが、特に主催者の要望があるときは、「協賛」名義を承認することができる。
- 2 「後援」は千代田区が当該行事を外部的に支援するものであるのに対し、「共催」は千代田区が主体的に実施すべき行事を他の団体等と共同して実施するものであるから、いずれの名義を使用するかについては、十分検討して承認すること。

第 2 後援名義等の使用承認基準について

- 1 千代田区が後援名義等の使用を承認することのできる行事は、後援名義等の使用が千代田区の施策の推進に寄与すると認められるものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義等の使用を承認しないものとする。
 - (1) 行事が公序良俗に反するおそれのあるもの。その他社会的な非難を受けるおそれのあるものとき。
 - (2) 行事が宗教的色彩又は政治的色彩を有しているとき。
 - (3) 行事が私的な利益を目的としているとき。
- 2 後援名義等の使用承認に当たっては、行事の実施状況の把握に必要な条件を付するものとする。

2 参画と協働に関連する区の例規等

- 3 各部（行政委員会等の事務局を含む。以下同じ。）長は、前 2 項に定めるもののほか、各部の事務事業の実状を勘案した具体的基準等を必要に応じて定めるものとする。

第3 後援名義等の使用承認等の実績報告について

各部長は、後援名義等使用承認報告書（第 1 号様式）に後援名義等使用承認簿（第 2 号様式）を添えて、各年度終了後 20 日以内に政策経営部長に報告すること。

第4 後援名義等の使用承認の通知

後援名義等の使用承認等の通知は、別紙 1 及び別紙 2 に定める例により、必要に応じ所属の補正を加えるものとする。ただし、これにより難しいものについては、この限りではない。

<参考>

後援：背後で助けること。

協賛：計画に賛成して協力すること。（類）賛助

共催：複数の団体や組織による共同主催。

■ 区民参画・協働推進検討部会 部員名簿及び検討経過

【部員名簿】

組織順（平成25年度）、敬称略

職	氏名	所属・職名	
部会長	歌川 さとみ	政策経営部	政策経営部長
部員	印出井 一美	政策経営部	広報広聴課長
	伊藤 司		国際平和・男女平等人権課長
	芝崎 晴彦		企画調整課長
	菊池 洋光		IT推進課長
	細越 正明	区民生活部	区民生活課長事務取扱
	佐藤 尚久	保健福祉部	福祉総務課長
	佐藤 敏章	まちづくり推進部	まちづくり総務課長
	小川 賢太郎	環境安全部	安全生活課長
	村木 久人	子ども・教育部	子ども総務課長

【検討経過】

回	日付	検討内容
第1回	平成25年5月29日(水)	○昨年度の取組状況及び今年度の検討課題 ○今後のスケジュールについて ○区民参画・協働に関する調査について
第2回	平成25年8月22日(木)	○今後のスケジュールについて ○参画・協働に対する基本的認識について ○参画・協働の調査結果の報告
第3回	平成25年10月21日(月)	○参画・協働に対する基本的認識について ○参画と協働の類型化 ～類型ごとの特徴と留意点の整理
第4回	平成25年11月15日(金)	○「(仮称)参画・協働ガイドライン【案】」について ○区民生活への影響が特に大きい事例の参画手法のルール化の検討 ○広報・広聴活動の現状と課題・今後の方向感について
第5回	平成25年12月13日(金)	○「(仮称)参画・協働ガイドライン【案】」について

千代田区「区民満足度・意向アンケート調査」 （抜粋）

－目次－

I.	アンケート調査の実施概要	1
1.	実施概要	1
2.	報告書の見方	1
II.	結果概要	2
III.	実施結果	3
1.	回答者属性	3
2.	千代田区における地域活動への参加状況	8
3.	千代田区政への参加状況	12
4.	千代田区政の情報受信状況	15

I. アンケート調査の実施概要

1. 実施概要

区の施策に対する区民の評価の把握と、区民の地域活動・区政運営への参加意向の把握を目的に、在住区民を対象にアンケート調査を実施した。

図 I-1 在住区民アンケート調査の実施概要

<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none">○回答者属性○区での定住意向○区での地域活動への参加状況○区政への参加状況○区政の情報受信状況○区政に対する満足度、今後の取組の重要性 <p>【調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・郵送配布・郵送回収法 <p>【抽出条件】</p> <ul style="list-style-type: none">・千代田区在住の満 20 歳以上の日本人男女。平成 25 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳から、居住地区、年齢に基づいて層化したのち無作為抽出。 <p>【調査時期】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 25 年 5 月 28 日（火）～平成 25 年 6 月 17 日（月） <p>【回収状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・標本数：4,000 有効回答数：1,374 （有効回収数 34.4%）
--

2. 報告書の見方

- ① 集計表の回答比率は小数点第 2 位を四捨五入し、第 1 位までを表示している。従って合計が 100% にならない場合がある。また、複数回答（選択肢からいくつでも選ぶ形式）の質問では回答比率が 100% を超える場合がある。
- ② 本文図表及び集計表の n は原則として回答者数を表している。設問ごとに回答者数（n）を基数として比率を算出している。
- ③ 回答形式として、本文図表の SA（Single Answer）は単一回答（選択肢から一つを選ぶ形式）を、MA（Multiple Answer）は複数回答を表している。
- ④ 本文図表においては、グラフを見やすくするため比率の掲載を省略する場合がある。また、回答選択肢の表示は適宜語句を簡略化している。
- ⑤ クロス集計において、分析の軸（＝表側）として回答者の属性や設問は「無回答」を除いているため、各回答者の属性の基数と合計が全体と一致しない場合がある。

II. 結果概要

1. 回答者属性

- ・ 調査結果を解釈するに当たり、住民基本台帳人口に比べ、本アンケートの回答者は、性別で見ると女性が多く、また、年齢別にみると60代以上の回答者割合が高い点に留意が必要である。

2. 千代田区における地域活動への参加状況

- ・ どの地域活動団体にも所属していないとの回答の割合が半数近くにのぼる。所属しているとの回答が最も多い地域活動団体は町会・自治会である。
- ・ 参加したことがある者、また企画・運営に関与した経験を持つ者が最も多い地域活動は「お祭りや各種イベント等の活動」、今後参加したいと考えている者が最も多い地域活動は「講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動」、企画・運営に関与したいと考えている者が最も多いのは「国際理解・国際交流に関する活動」となっている。
- ・ 地域活動に参加する上での必要条件については、「仕事・家事をしながらでも参加しやすい曜日や時間帯への配慮」、「仕事・家事をしながらでも参加可能な軽度の負担」の回答割合が高く、仕事、家庭と両立可能な参加のあり方が望まれているといえる。
- ・ 地域活動に参加する上での必要条件について年齢別にみると、年齢が若いほど活動に関する情報提供を、年齢が高いほど誰もが平等な立場で参加できる条件や雰囲気を重ねる傾向にある。

3. 千代田区政への参加状況

- ・ 区政参加機会についてみると、「いずれにも参加していない」との回答が半数近くにのぼる。参加方法として比較的回答が多いのは、「区が行うアンケート調査への回答」や「町会・自治会の設置・参加」等である。
- ・ 区政への参加希望についてみると、いずれの形態でも参加したいと思わない者の割合が約6割にのぼる。また、参加形態別にみると、「区が行うアンケート調査の回答」を希望する者の割合が最も高く、次いで「ホームページや電子メール」が高くなっている。

4. 千代田区政の情報受信状況

- ・ 区政に対する情報の入手先としては、「広報千代田」を利用している者の割合が約7割と最も高くなっており、かつ他の媒体を大きく引き離している。
- ・ 区政に対する情報の入手先を年齢別にみると、年齢が若いほどインターネットを利用して情報を得ている者の割合が高い傾向にある。ただし、20代では区政に対する「情報を得ていない」と回答した者の割合が最も高くなっている。
- ・ 情報の受信手段の満足度についてみると、満足の割合が最も高いのは「広報千代田」であり、逆に不満の割合が最も高いのは「区のホームページ」である。
- ・ 情報受信手段に対する不満の理由については、そもそも情報の入手方法が不明であったり、パソコンが使える環境でないなどの理由で情報受信が不可能であったりすることが不満の大きな要因となっていると考えられる。

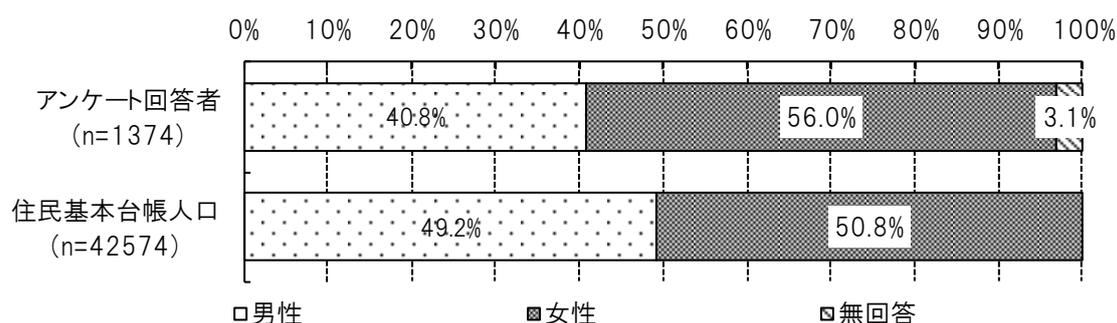
III. 実施結果

1. 回答者属性

（1）性別

「女性」の割合が56.0%と「男性」に比べて高い。アンケート対象者を抽出した元となる住民基本台帳人口（平成25年4月1日現在）の20歳以上人口と比較すると、「男性」の割合が低く、「女性」の割合が高いことに留意が必要である。

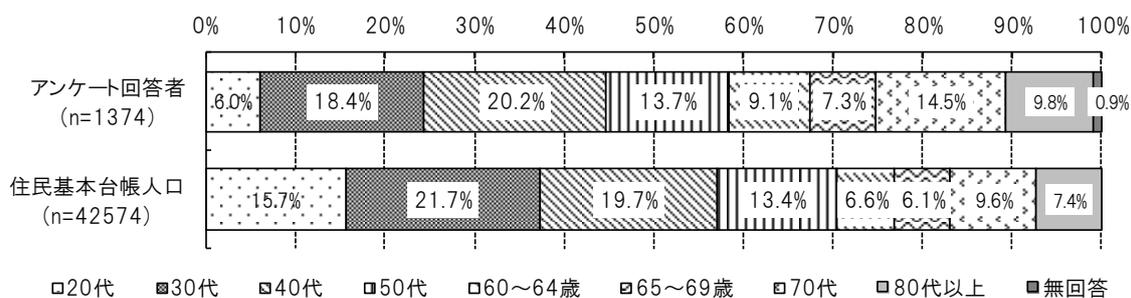
図 III-1 性別 (SA)



（2）年齢

「40代」の割合が20.2%と最も高い。60代以上の回答者の割合を合計すると40.7%であり、回答者の約4割は高齢者である。住民基本台帳人口（平成25年4月1日現在）と比較すると、若年層（20代、30代）の割合が低く、60代以上の割合が高いことに留意が必要である。

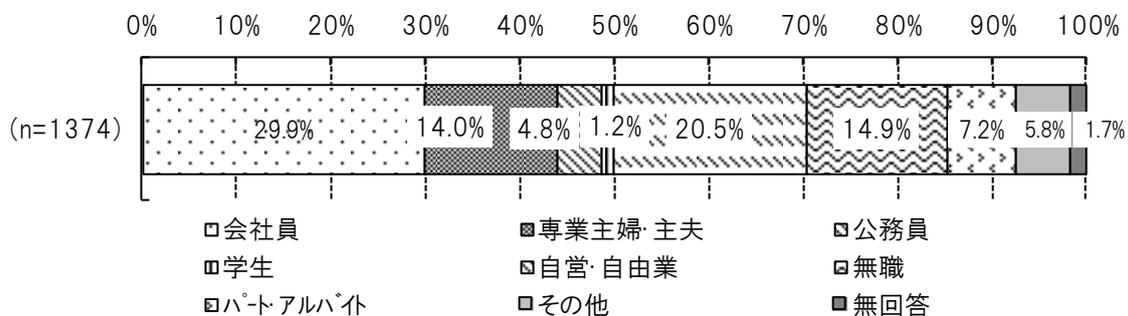
図 III-2 年齢 (SA)



(3) 職業

「会社員」の割合が29.9%で最も高い。次いで、「自営・自由業」が20.5%である。

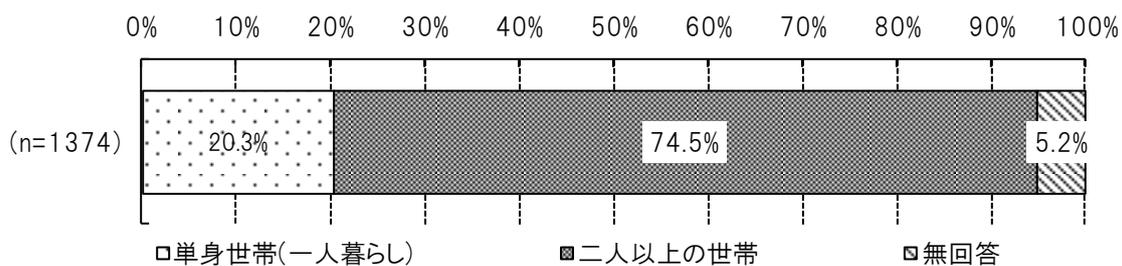
図 III-3 職業 (SA)



(4) 世帯構成

「二人以上の世帯」の割合が74.5%で最も高い。

図 III-4 世帯構成 (SA)

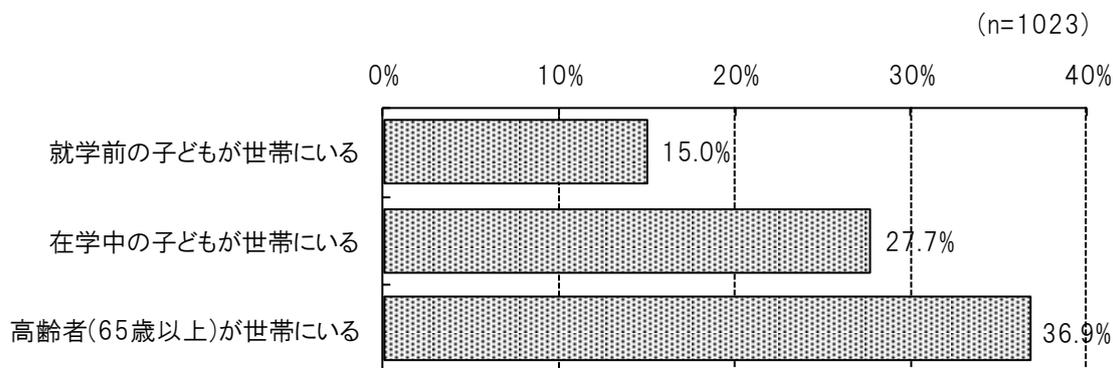


4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
（1）在住区民アンケート

（5） 家族構成

二人以上の世帯の家族構成をみると、高齢者（65歳以上）がいる世帯の割合が36.9%と最も高い。

図 III-5 家族構成（MA）

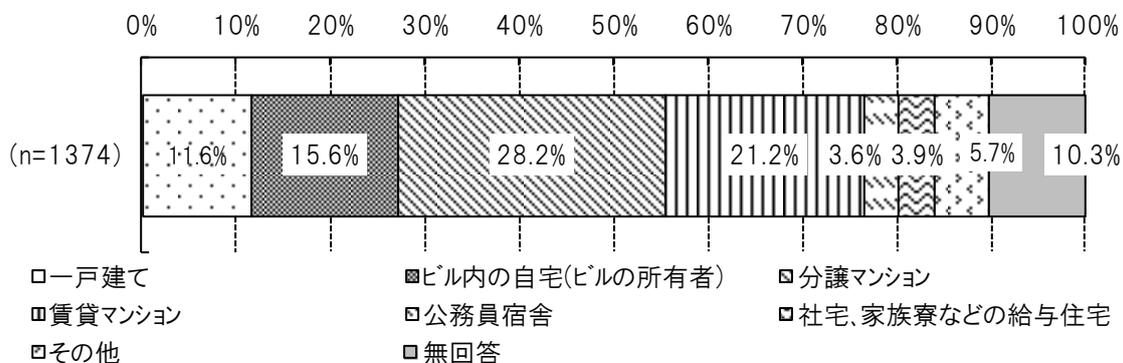


注) 複数回答

（6） 居住形態

居住形態をみると、「分譲マンション」に居住している者の割合が28.2%と最も高い。次いで、「賃貸マンション」に居住している者の割合が21.2%である。

図 III-6 居住形態（SA）

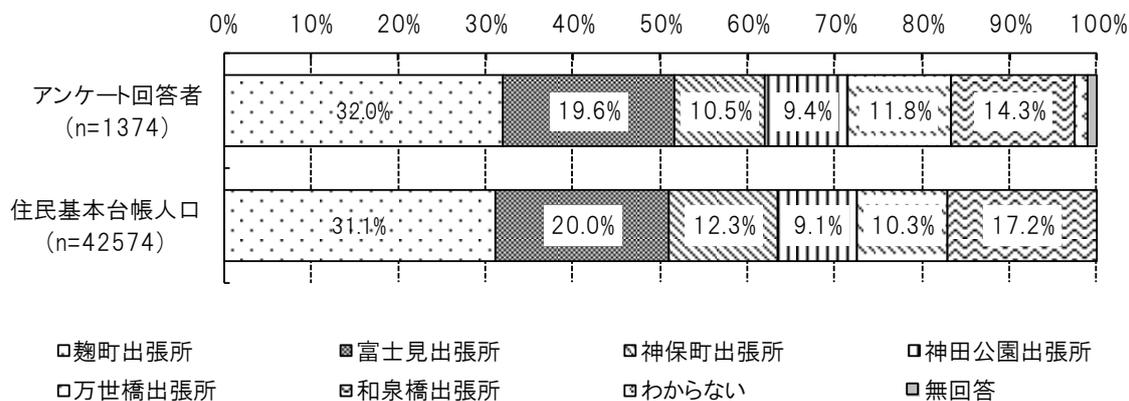


4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (1) 在住区民アンケート

(7) 居住地区

居住地区をみると、「麴町出張所」に居住する者の割合が 32.0%と最も高い。次いで、「富士見出張所」に居住する者の割合が 19.6%である。住民基本台帳人口（平成 25 年 4 月 1 日現在）と概ね同様の構成となっている。

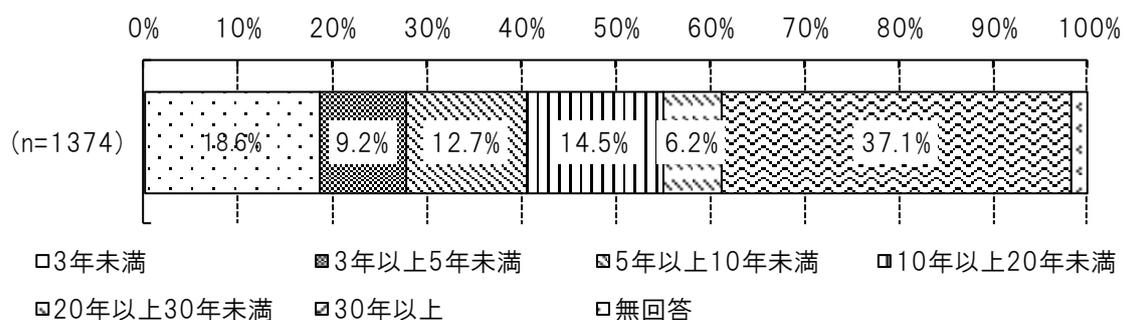
図 III-7 居住地区 (SA)



(8) 千代田区における居住年数

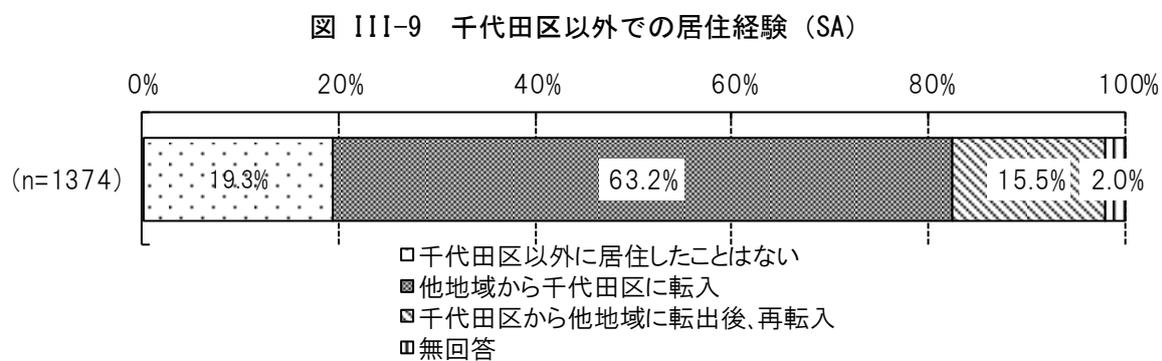
千代田区における居住年数をみると、「30年以上」居住している者の割合が 37.1%と最も高い。また、居住年数が 10 年未満の居住者の合計は 40.5%にのぼる。

図 III-8 千代田区における居住年数 (SA)



（9） 千代田区以外での居住経験

千代田区以外での居住経験をみると、もともと他地域に居住していたが、千代田区に転居してきた者の割合が 63.2%と最も高い。



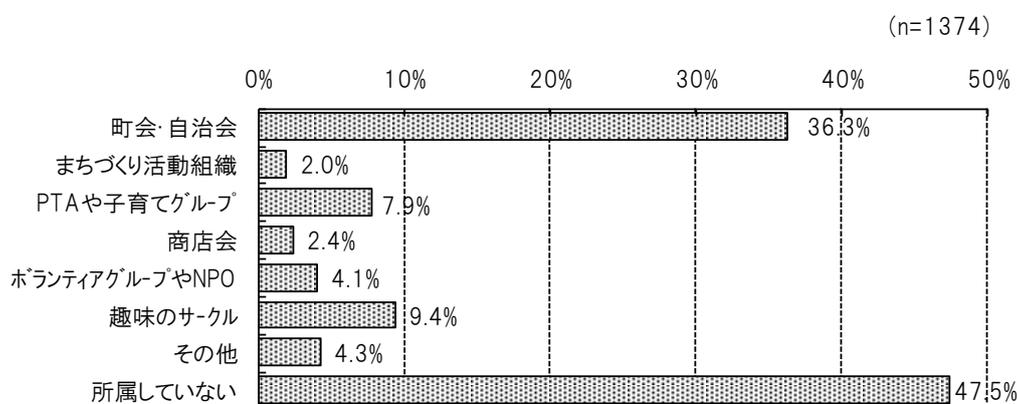
2. 千代田区における地域活動への参加状況

(1) 地域活動団体への所属

問4 あなたは千代田区における地域活動を行っている団体に所属していますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

地域活動を行っている団体への所属についてみると、どの団体にも所属していないとの回答の割合が47.5%と半数近くにのぼる。所属している団体のうちで最も多いのは町会・自治会であり、36.3%の者が参加している。

図 III-10 地域活動団体への所属 (MA)



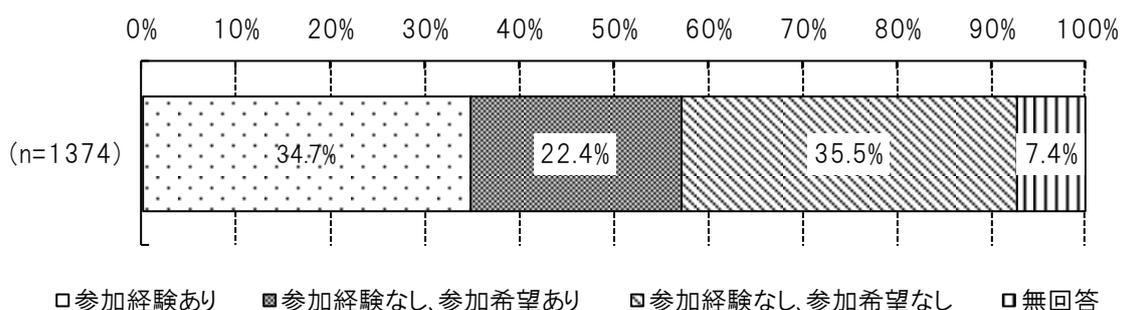
(2) 過去2年間における地域活動への参加経験

問5 あなたは過去2年間において、千代田区における地域活動に参加したことがありますか。あてはまるもの1つに○印をつけてください。

過去2年間における地域活動への参加経験についてみると、参加経験のない者の割合は57.9%と6割弱にのぼる。

一方、参加経験がある者と、今後参加したいと考えている者の割合を合計すると57.1%である。

図 III-11 過去2年間における地域活動への参加経験 (SA)

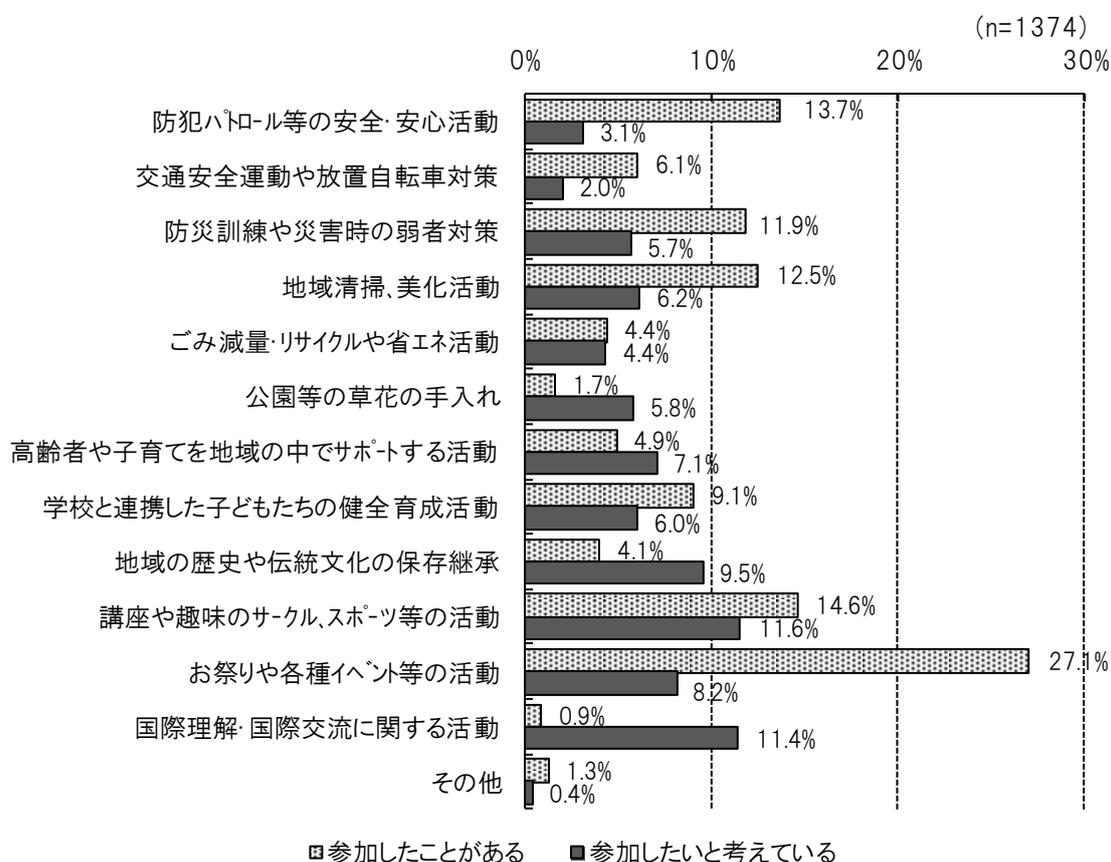


(3) 参加や企画・運営をしたことがある、または今後したいと考えている地域活動

問6 参加や企画・運営をしたことがある、または今後したいと考えている「地域活動の内容」について、「1. ～13.」の番号に○印をつけたうえ、「参加経験又は参加希望」と「企画・運営に関与」欄のあてはまるものに○印をつけてください。

地域活動について、参加したことがあると回答した者の割合が最も多いのは「お祭りや各種イベント等の活動」である。一方、今後参加したいと考えていると回答した者の割合が最も多いのは、「講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動」である。

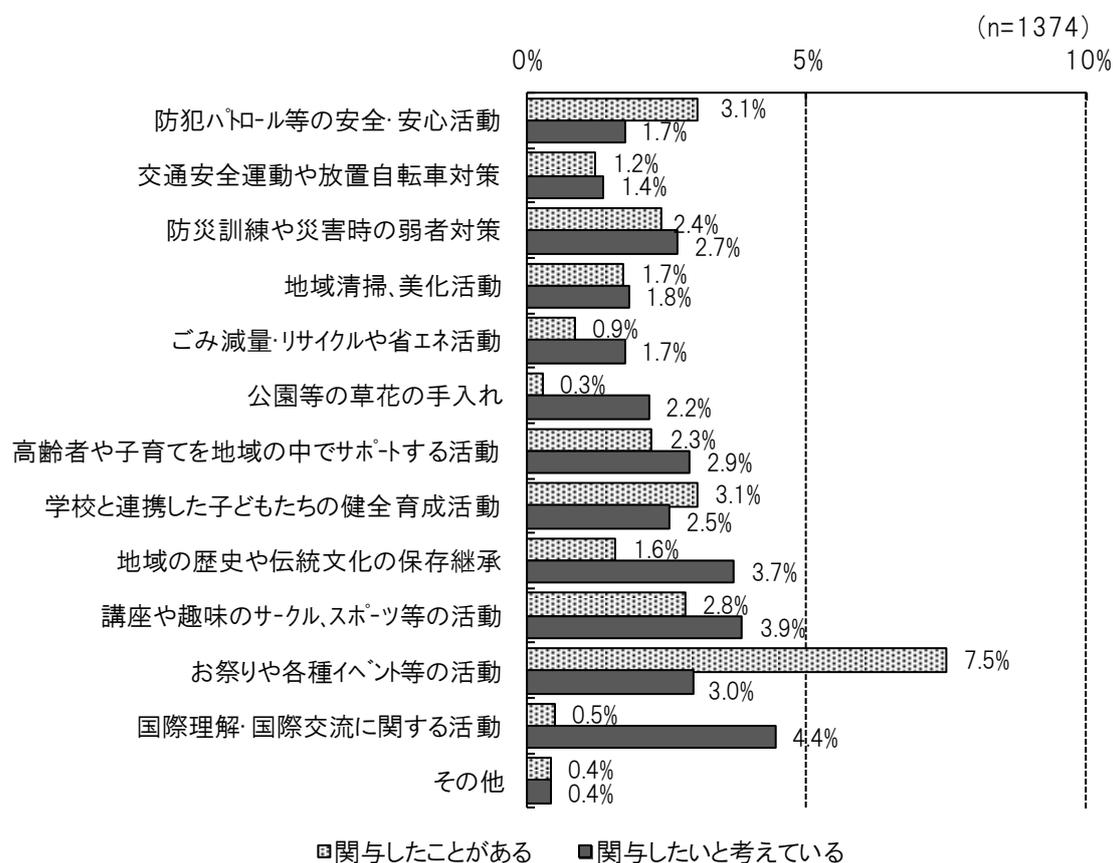
図 III-12 参加したことがある、または今後参加したいと考えている地域活動 (MA)



4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (1) 在住区民アンケート

地域活動について、企画・運営への関与経験を持つと回答した者の割合が最も高いのは「お祭りや各種イベント等の活動」である。一方、今後関与したいと考えている回答した者の割合が最も高いのは「国際理解・国際交流に関する活動」である。

図 III-13 企画・運営に関与したことがある、または今後関与したいと考えている地域活動（MA）



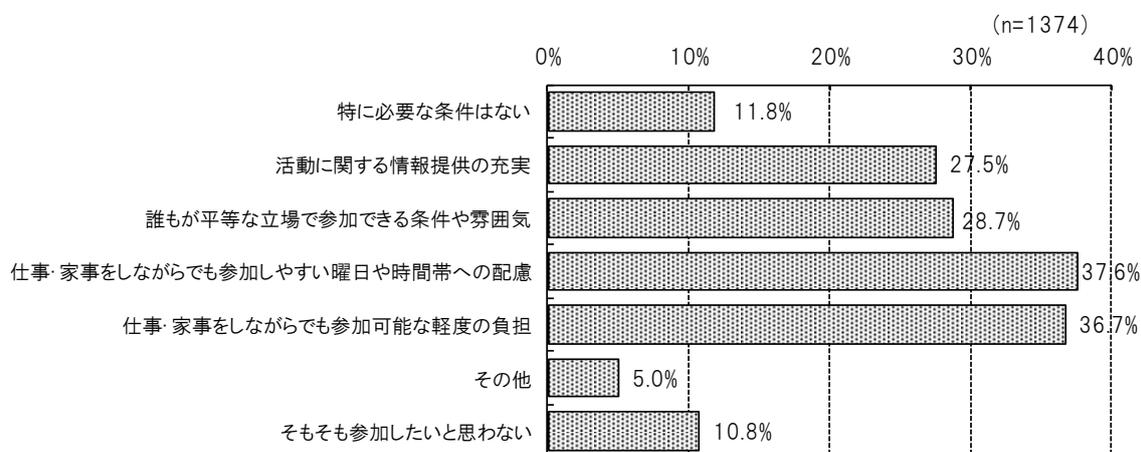
(4) 地域活動へ参加する際の必要条件

問7 あなたが地域活動に参加する際に、必要だと考える条件は何ですか。また、現在参加していない方は、どのような条件があれば活動に参加してもよいと思いますか。

地域活動へ参加する際の必要条件についてみると、「そもそも参加したいと思わない」と回答した者は10.8%にとどまることから、現状活動に参加していない者の中でも、多くの者は条件や内容次第で参加を検討すると考えられる。

必要条件については、「仕事・家事をしながらでも参加しやすい曜日や時間帯への配慮」、「仕事・家事をしながらでも参加可能な軽度の負担」への回答割合が高く、仕事・家庭と両立可能な参加のあり方が望まれているといえる。

図 III-14 地域活動へ参加する際の必要条件 (MA)



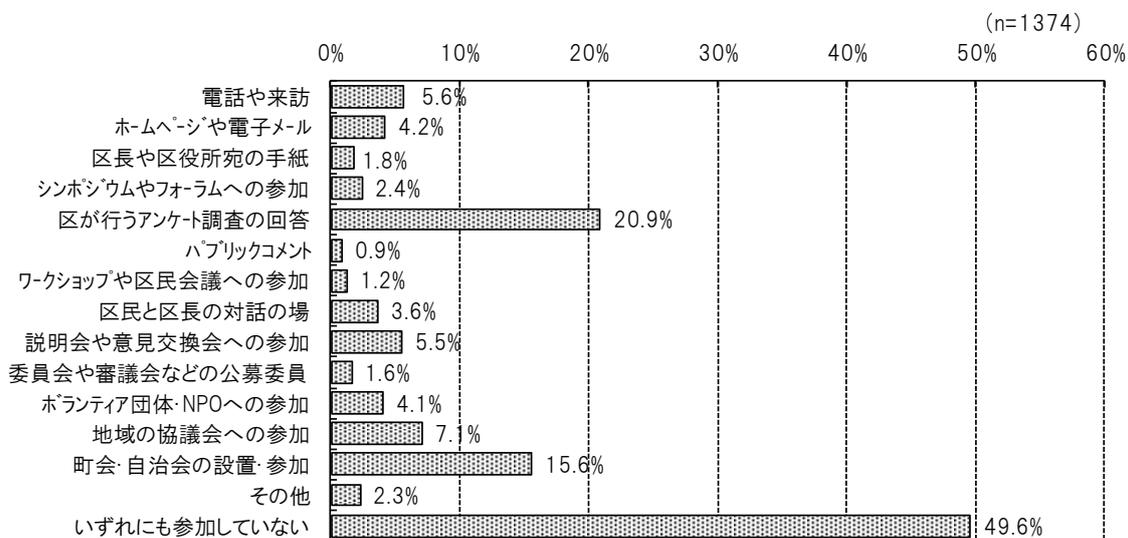
3. 千代田区政への参加状況

(1) 区政参加機会

問8 あなたは、これまでに区政に参加する機会がありましたか。

区政参加機会についてみると、「いずれにも参加していない」との回答が49.6%と半数近くにのぼる。参加方法として比較的回答が多いのは、「区が行うアンケート調査の回答」や「町会・自治会の設置・参加」等である。

図 III-15 区政参加機会 (MA)



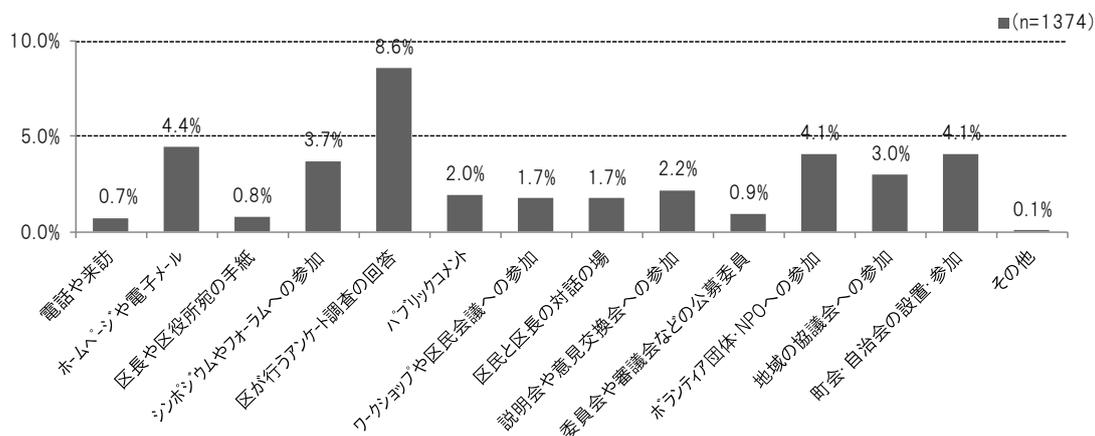
(2) 区政参加希望

問9 あなたは、今後、区政に積極的に参加したいと思いますか。参加したいと思う順番に3つまで、問8の該当する項目の番号を記入欄にお書きください。また、いずれの形態でも参加したいと思わない場合は空欄にしてください。

区政への参加希望についてみると、まず、グラフには掲載していないが、いずれの形態でも参加したいと思わない者（回答欄の3か所すべてを空欄とした者）の割合は61.9%にのぼり、約6割の者は区政への参加に消極的であるといえる。

参加希望の1番目に挙げられた参加形態についてみると、「区が行うアンケート調査の回答」の回答割合が最も高い。次いで、「ホームページや電子メール」、「ボランティア団体・NPOへの参加」、「町会・自治会の設置・参加」等が高い。

図 III-16 区政参加希望（1番目として選択）(SA)



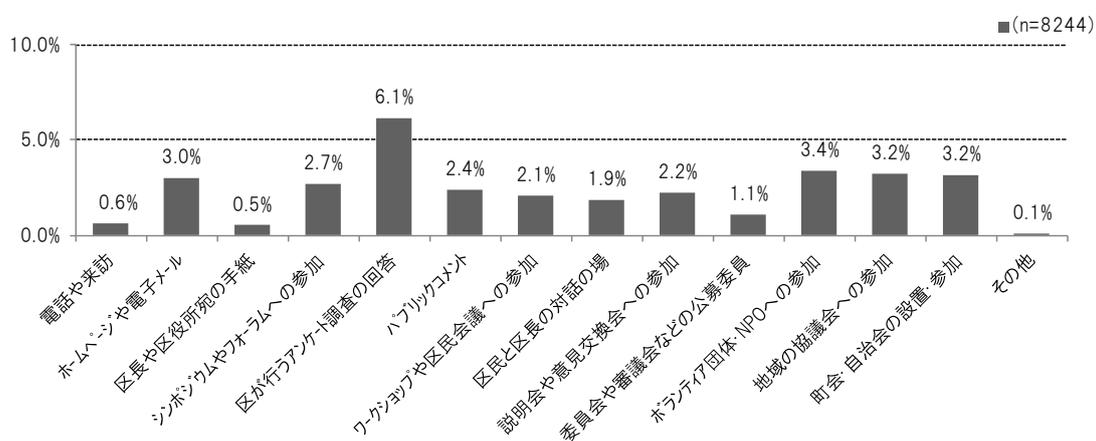
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋） （1）在住区民アンケート

それぞれの参加形態について、参加希望の順位も踏まえ、参加希望を数値化し、前述の一番目に挙げられた割合と比べると、「区が行うアンケート調査の回答」に次いで「ボランティア団体・NPO への参加」の割合が高いものの、傾向に大きな違いは生じない。

*参加希望の数値化の方法

- 各選択肢について、参加したいと思う順番の 1 番目として回答されれば 3 点、2 番目として回答されれば 2 点、3 番目として回答されれば 1 点として、得点を算出し、回答者全員の得点を合計する。
- 各選択肢の合計点を、全回答者の総得点（1374 人×6 点＝8244 点）で除し、その割合を各選択肢に対する参加希望の割合とする。
- あくまで回答の傾向をみるための便宜的な数値化であることに注意が必要である。

図 III-17 区政参加希望（1 番目＝3、2 番目＝2、3 番目＝1 点と変換）



4. 千代田区政の情報受信状況

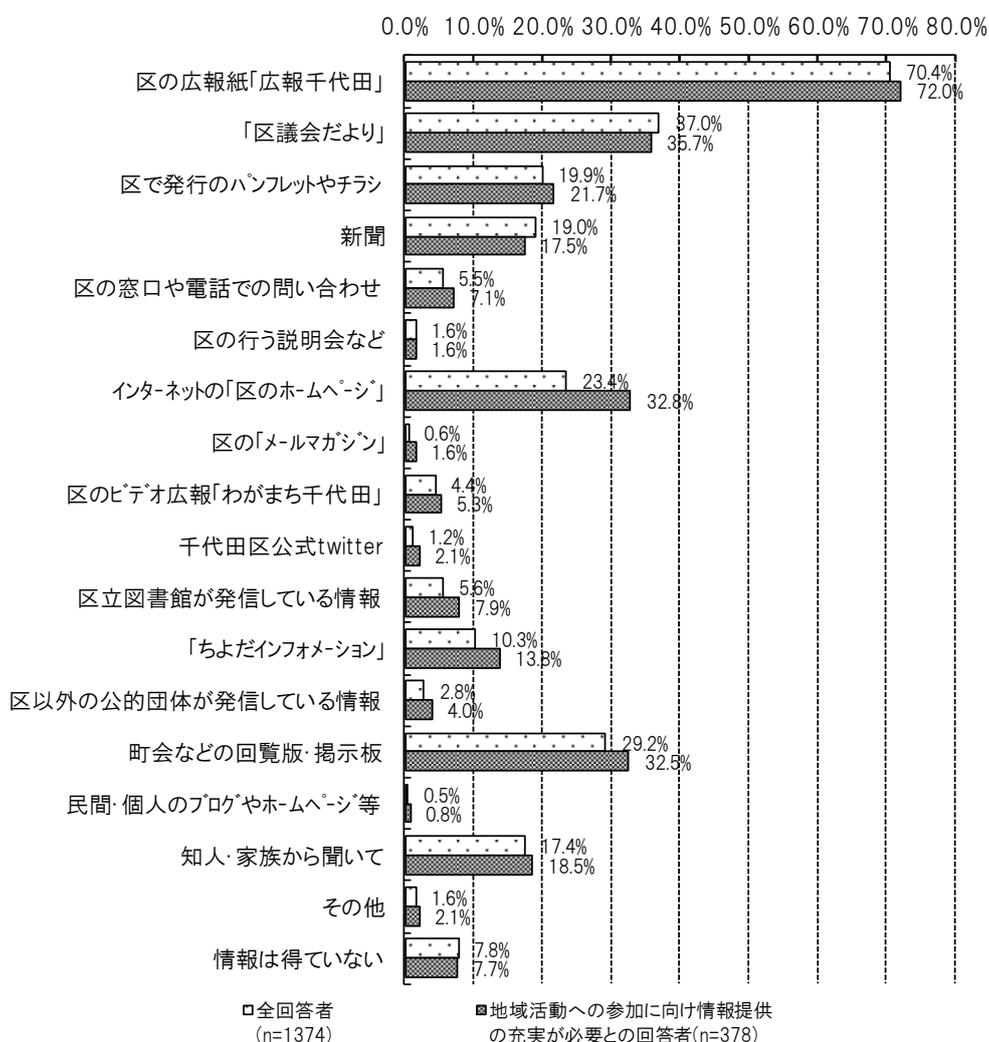
(1) 区政に関する情報入手先

問 10 あなたは区政に関する情報をどこから得ていますか。

区政に対する情報の入手先としては、「広報千代田」を利用している者の割合が 70.4%と最も高く、かつ他の媒体を大きく引き離している。情報入手先としては、区のホームページを除き、区議会だよりやパンフレット、新聞、回覧板など紙媒体のものが比較的多い。

また、地域活動への参加に向け情報提供が必要との回答者についてみると、全回答者と傾向は概ね同じだが、「区のホームページ」の割合が高い。

図 III-18 区政に関する情報入手先 (MA)

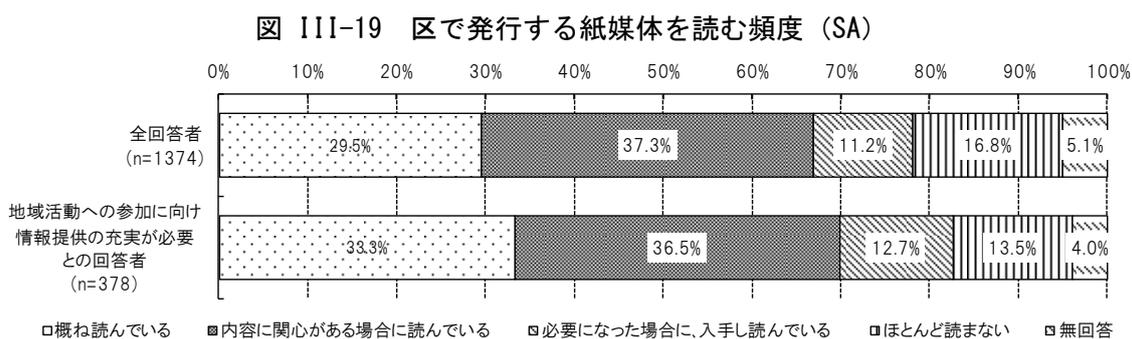


(2) 区で発行する紙媒体を読む頻度

問 11 あなたは「広報千代田」をはじめとする区で発行する紙媒体のパンフレットやチラシをどの程度読んでいますか。

広報千代田などの紙媒体を読む頻度については、「内容に関心がある場合に読んでいる」者の割合が37.3%と最も高い。「概ね読んでいる」者の割合も3割近くにのぼる。

また、地域活動への参加に向け情報提供が必要との回答者についてみると、全回答者と傾向は概ね同様である。

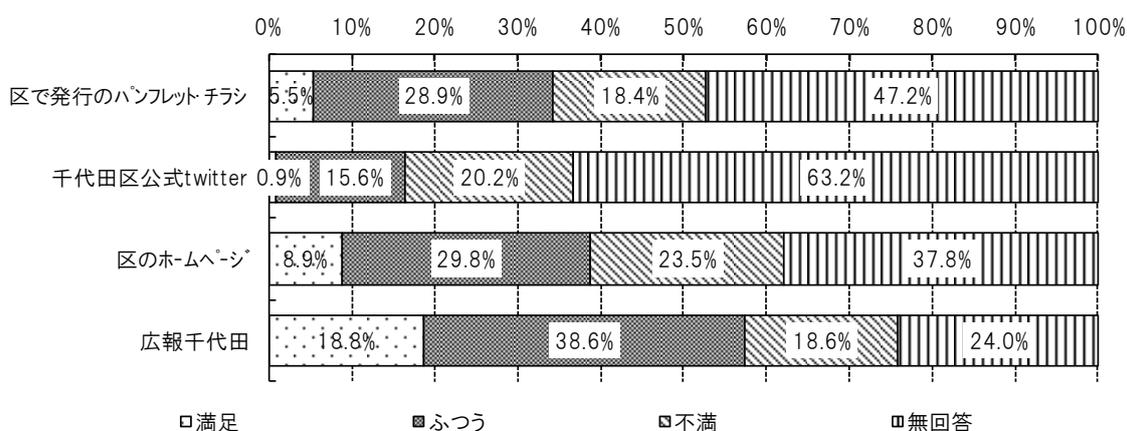


(3) 情報の受信手段の満足度

問 12 次の区政に関する情報の受信手段の満足度について、あなたのお考えに最も近いものを1つずつ選び、○印をつけてください。不満に○をつけた方は、不満の理由についてもあてはまるものをすべて選び、○印をつけてください。

情報の受信手段の満足度についてみると、満足の割合が最も高いのは「広報千代田」である。逆に不満の割合が最も高いのは「区のホームページ」である。広報千代田以外の受信手段は、先の問 10 への回答から分かるように利用者が少ないため、満足度を評価できないことによる無回答も多くみられる。

図 III-20 情報の受信手段の満足度 (SA、n=1374)



(4) 情報の受信手段の不満理由

問 12 において各情報受信手段に不満と回答した者が、不満と感じている理由についてみると、広報千代田では「入手方法が分からない」との回答の割合が 39.1%と最も高い。区のホームページでは「パソコンが使える環境でない」が 34.7%、千代田区公式 twitter でも「パソコンが使える環境でない」が 36.0%、区で発行のパンフレット・チラシでは「入手方法が分からない」が 62.1%と最も高く、そもそも情報の入手方法が不明であったり、情報受信が不可能であったりすることが不満の大きな要因となっていると考えられる。

図 III-21 情報の受信手段の不満理由（広報千代田）(MA)

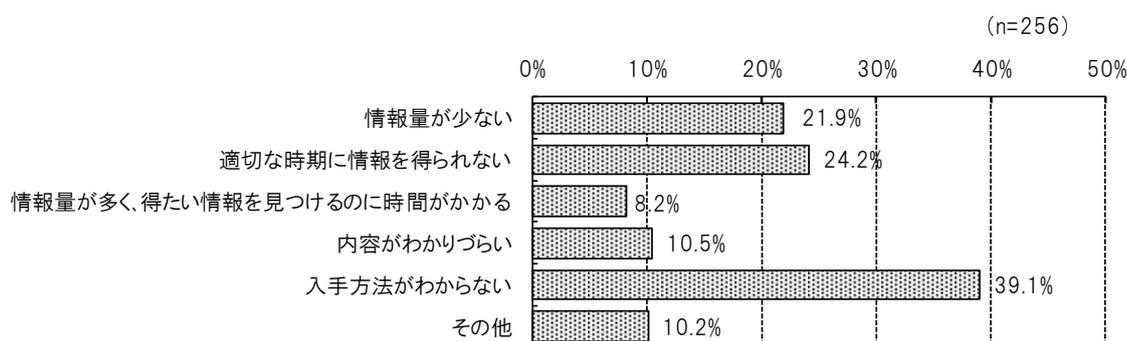
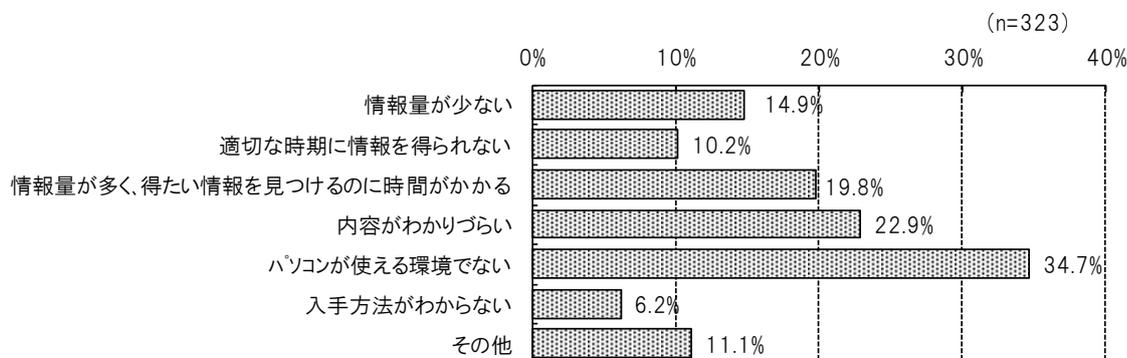


図 III-22 情報の受信手段の不満理由（区のホームページ）(MA)



4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (1) 在住区民アンケート

図 III-23 情報の受信手段の不满理由（千代田区公式 twitter）（MA）

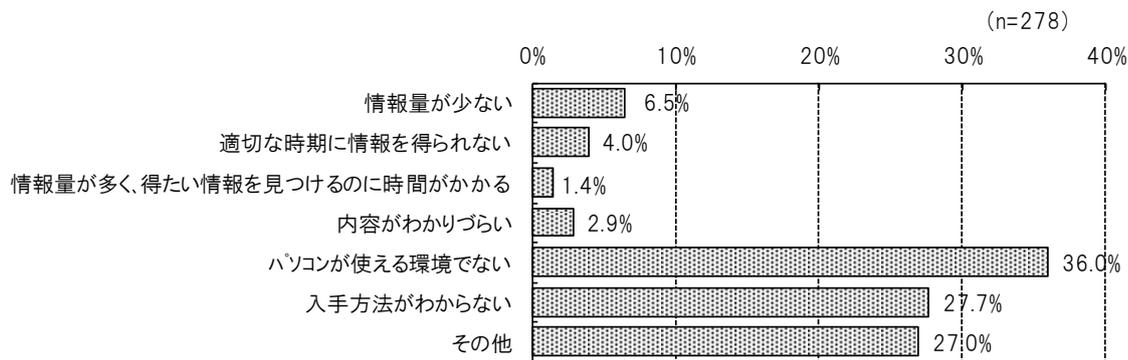
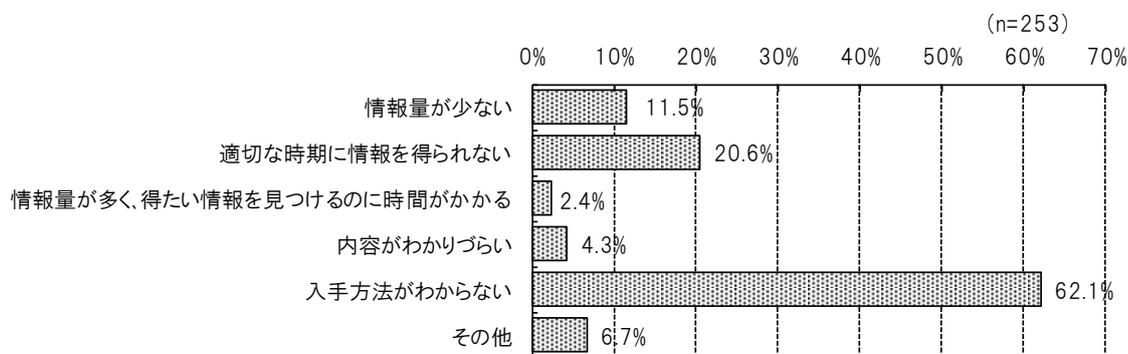


図 III-24 情報の受信手段の不满理由（区で発行のパンフレット・チラシ）（MA）



**千代田区「昼間区民満足度・意向アンケート調査」
（抜粋）**

－目次－

I.	アンケート調査の実施概要	1
1.	実施概要	1
2.	報告書の見方	1
II.	結果概要	2
1.	回答者属性	2
2.	千代田区における地域活動への参加状況	2
3.	千代田区政への参加状況	2
4.	千代田区政の情報受信状況	3
III.	実施結果	4
1.	回答者属性	4
2.	千代田区における地域活動への参加状況	8
3.	千代田区政への参加状況	13
4.	千代田区政の情報受信状況	16

I. アンケート調査の実施概要

1. 実施概要

本アンケート調査は、昼間人口が約 80 万人にのぼる千代田区の在学・在勤者（以後、「昼間区民」と表記）を対象に、現行計画についての評価及び今後の施策展開を検討すること等を目的として実施した。アンケート調査の実施概要は以下に示すとおりである。

図表 0-1 昼間区民アンケート調査の実施概要

<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none">○回答者属性○区での居任意向○区での地域活動への参加状況○区政への参加状況○区政の情報受信状況○区政に対する満足度、今後の取組の重要性 <p>【調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・インターネットアンケート調査 <p>【モニター抽出条件】</p> <ul style="list-style-type: none">・千代田区在学・在勤のインターネットアンケートモニター <p>【調査時期】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 25 年 7 月 12 日（金）～平成 25 年 7 月 17 日（水）・平成 25 年 8 月 1 日（木）～平成 25 年 8 月 9 日（金） <p>【回収状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・サンプル数：3,090
--

2. 報告書の見方

- ① 集計表の回答比率は小数第 2 位を四捨五入し、第 1 位までを表示している。従って合計が 100%にならない場合がある。また、複数回答（選択肢からいくつでも選ぶ形式）の質問では回答比率が 100%を超える場合がある。
- ② 本文図表及び集計表の n は原則として回答者数を表している。設問ごとに回答者数（n）を基数として比率を算出している。
- ③ 回答形式として、本文図表及び集計表の SA（Single Answer）は単一回答（選択肢から一つを選ぶ形式）を、MA（Multiple Answer）は複数回答を表している。
- ④ 本文図表においては、グラフを見やすくするため比率の掲載を省略する場合がある。また、回答選択肢の表示は適宜語句を簡略化している。

Ⅱ. 結果概要

1. 回答者属性

- ・男女比は約7：3となっている。
- ・在勤・在学地区は、麹町出張所地区が約4割を占める。
- ・居住地区は千代田区以外の東京23区内か、神奈川県、千葉県、埼玉県に大きく二分される。

2. 千代田区における地域活動への参加状況

- ・地域活動団体への所属状況は、どの団体にも所属していない人が約8割を占める。所属している人のうち所属割合が比較的高い団体は「町会・自治会」である。年齢別では60代で「商店会」「趣味のサークル」への所属割合が高くなっている。
- ・過去2年間の千代田区における地域活動への参加状況は、参加経験・参加意向がある人の割合が約4割を占める。
- ・参加経験のある地域活動で多いものは、昼間区民でも参加しやすい「お祭りや各種イベント等の活動」が最も多く、「地域清掃、美化活動」、「防犯パトロール等の安全・安心活動」の順である。企画・運営への関与状況は、参加経験のある地域活動と第2位と第3位が逆転している。性別では、参加経験のある地域活動について、第1位が男性は「地域清掃、美化活動」、女性は「お祭りや各種イベント等の活動」と性別による差がみられる。年齢別の参加経験のある地域活動については、20～30代の若い世代で「地域清掃、美化活動」「防犯パトロール等の安全・安心活動」が多くなっている。また、年齢別の企画・運営への関与状況については、20代、60～64歳で「防犯パトロール等の安全・安心活動」が多くなっている。
- ・参加意向のある地域活動で多いものは、「お祭りや各種イベント等の活動」、「講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動」が突出して高い。企画・運営にも関与してみたいと思う活動については、「お祭りや各種イベント等の活動」、「講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動」に加え、「国際理解・国際交流に関する活動」の割合が高くなっている。また、年齢別にみた参加意向のある地域活動は、20～40代で「お祭りや各種イベント等の活動」、50代以上で「講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動」がそれぞれ多く、企画・運営への参加意向も同様の傾向である。
- ・地域活動に参加する上での必要条件は、「仕事・家事をしながらでも参加しやすい曜日や時間帯への配慮」、「誰もが平等な立場で参加できる条件や雰囲気」の回答割合が高く、仕事等との両立可能性とともに参加しやすい雰囲気づくりが求められている。一方、「そもそも参加したいと思わない」も、比較的多い割合を占めている。

3. 千代田区政への参加状況

- ・千代田区政への参加経験は、「いずれにも参加していない」が約8割を占める。参加形態の多くは「ホームページや電子メール」である。
- ・希望の参加形態として「ホームページや電子メール」の支持率が高く、参加しやすい形態の検討が求められる。年齢別では、70代でインターネット環境を通じた形態での区政参加意向が低くなっている。

4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋） （2）昼間区民アンケート

4. 千代田区政の情報受信状況

- 区政に関する情報は入手していない人が約6割で圧倒的に多い。情報を受信する人の多くが区のホームページを通じて入手している。
- しかしながら、区のホームページについての満足度は最も低く、内容の分かりづらさ、情報量の多さと見つけにくさが課題となっている。一方、区公式 twitter は最も満足度が高い。年齢別では、60代以上で「区が発行するパンフレット・チラシ」「区のホームページ」の満足度が高くなっている。

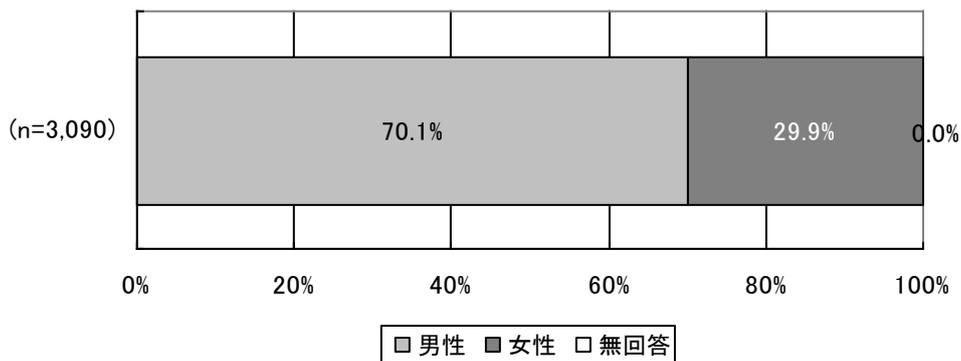
Ⅲ. 実施結果

1. 回答者属性

（1）性別

性別では、「男性」が約7割と女性（29.9%）の割合を大きく上回っている。

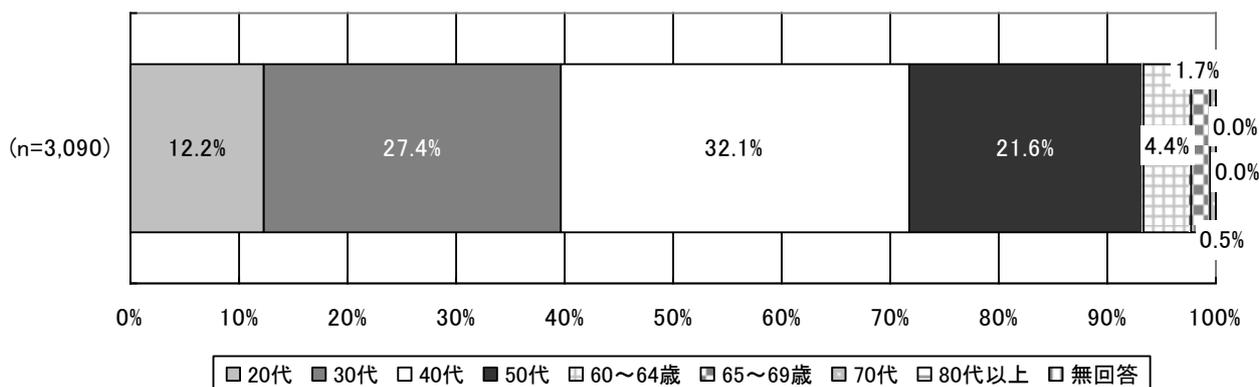
図表 0-1 回答者の性別（SA）



（2）年齢

年齢別では、「40代」が32.1%で最も多くなっている。また、インターネットアンケート及び在学・在勤者の特性から、60代以上の割合は少ない傾向となっている。

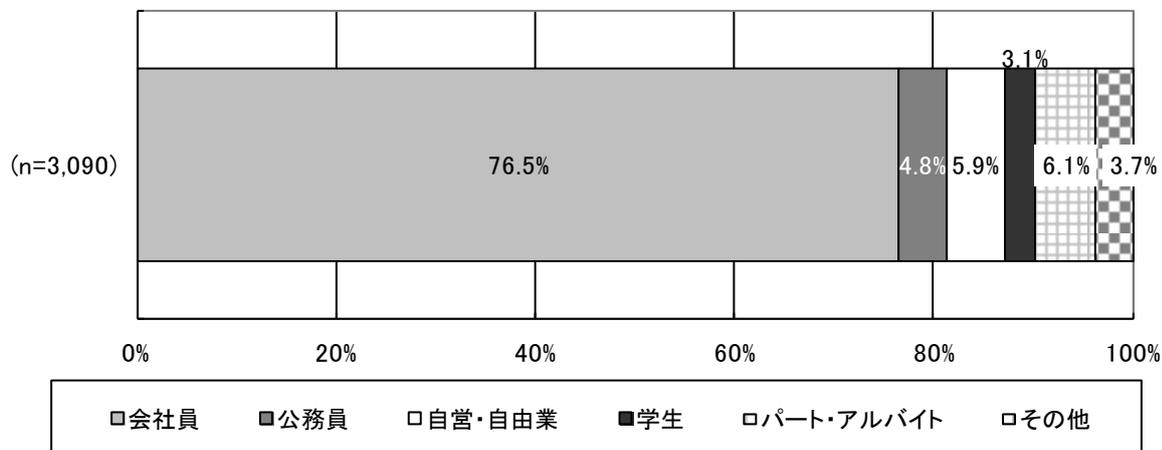
図表 0-2 回答者の年齢（SA）



（3）職業

職業別では、「会社員」が約8割を占め、圧倒的に多くなっている。

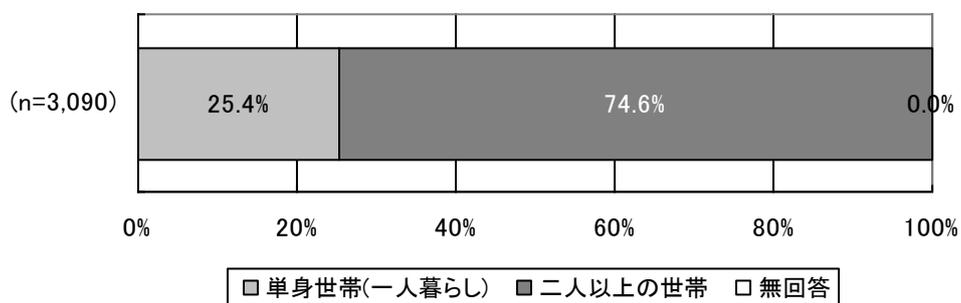
図表 0-3 回答者の職業（SA）



（4）世帯構成

世帯構成別では、「二人以上の世帯」が約7割を占めている。

図表 0-4 回答者の世帯構成（SA）

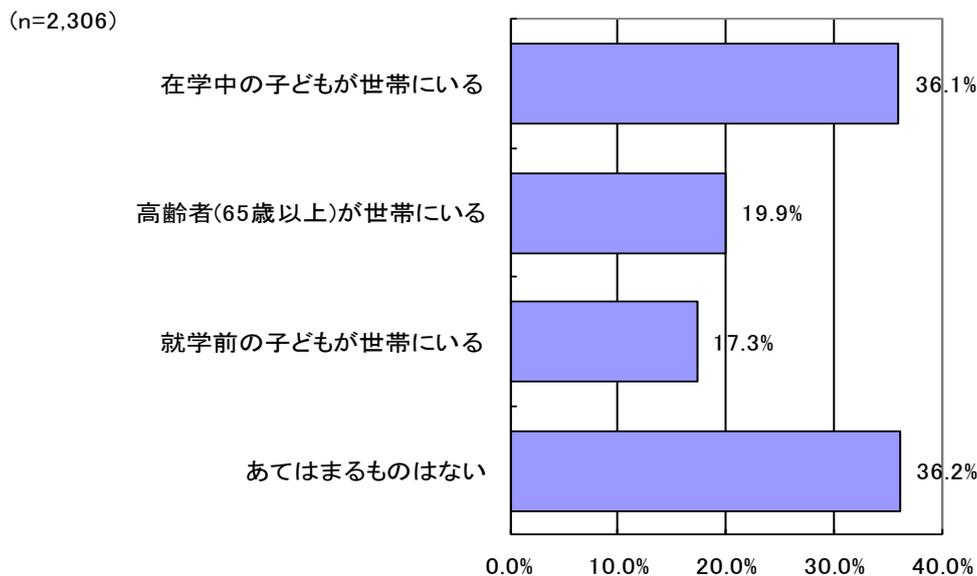


4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

(5) 家族構成

(4) 「二人以上の世帯」と回答した人を対象に家族構成について把握したところ、「在学中の子どもが世帯にいる」が 36.1%と多くなっているものの、一方で「あてはまるものはない」(36.2%) の割合も高く、ばらつきがみられる。

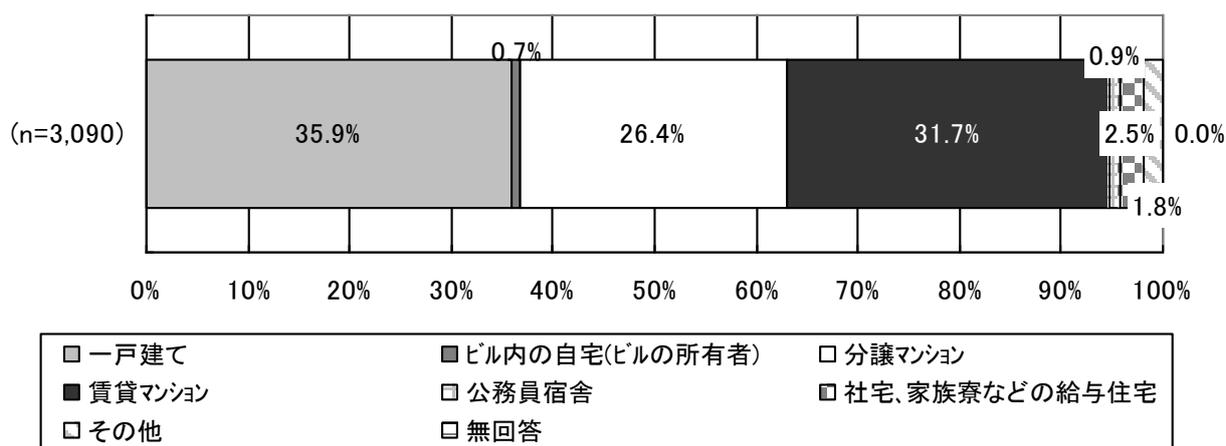
図表 0-5 回答者の家族構成 (MA、n=2,306)



(6) 居住形態

居住形態別では、「分譲マンション」と「賃貸マンション」の合計で 58.1%と過半を占め、次いで「一戸建て」(35.9%) となっている。

図表 0-6 回答者の居住形態 (SA)

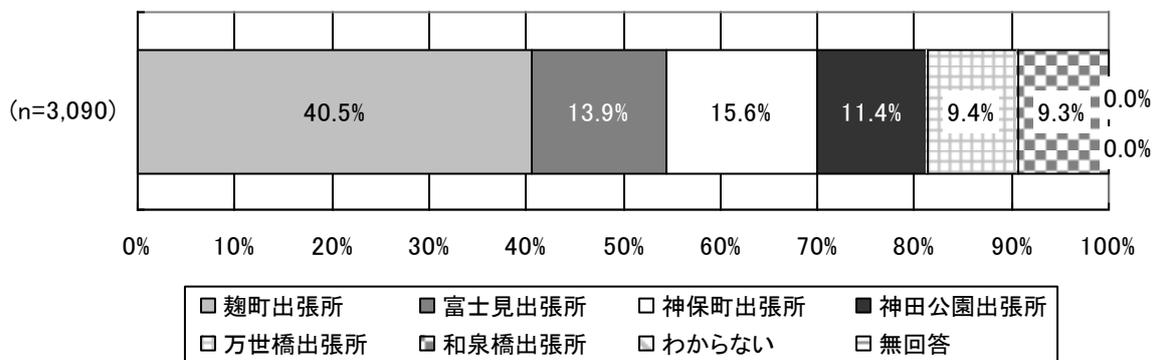


(7) 千代田区内の通勤・通学地区

区内の通勤・通学地区別では、「麴町出張所」が40.5%と最も多く、次いで「神保町出張所」(15.6%)、「富士見出張所」(13.9%)の順となっている。

神田公園、万世橋、和泉橋の各出張所の割合はいずれも1割程度ある。

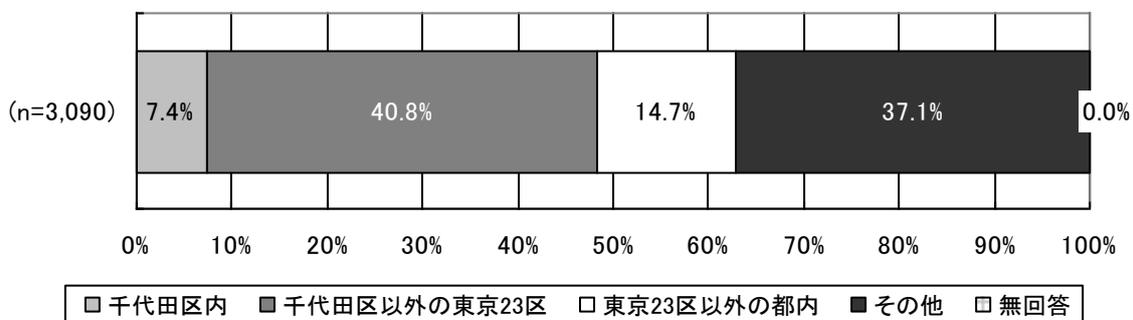
図表 0-7 回答者の通学・通勤地区 (SA)



(8) 居住地域

居住地域別では、「千代田区以外の東京23区」が40.8%と最も多く、次いで「その他」(37.1%)が多く、両者で約8割を占める。「その他」の内訳は、神奈川県(36.2%)、千葉県(32.7%)、埼玉県(32.1%)となっている。

図表 0-8 回答者の居住地域 (SA)



2. 千代田区における地域活動への参加状況

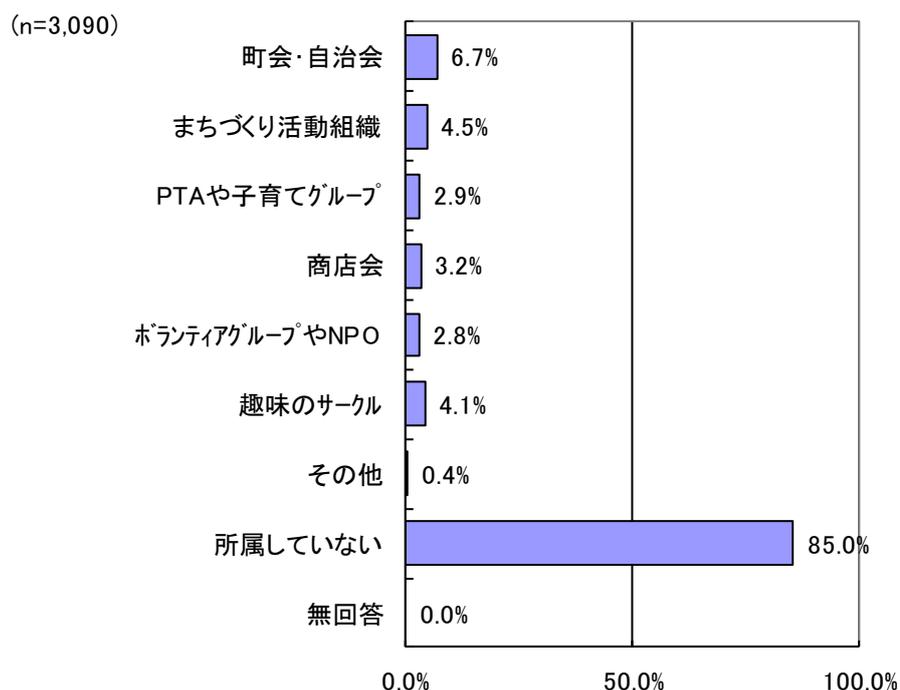
（1）地域活動団体への所属状況

問4 あなたは千代田区における地域活動を行っている団体に所属していますか？（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

千代田区における地域活動団体への所属状況について把握したところ、「どの団体にも所属していない」が約9割を占め、昼間区民の多くが所属していないことが分かる。

所属している人については、「町会・自治会」が6.7%と最も多くなっている。

図表 0-9 地域活動団体への所属状況（SA）



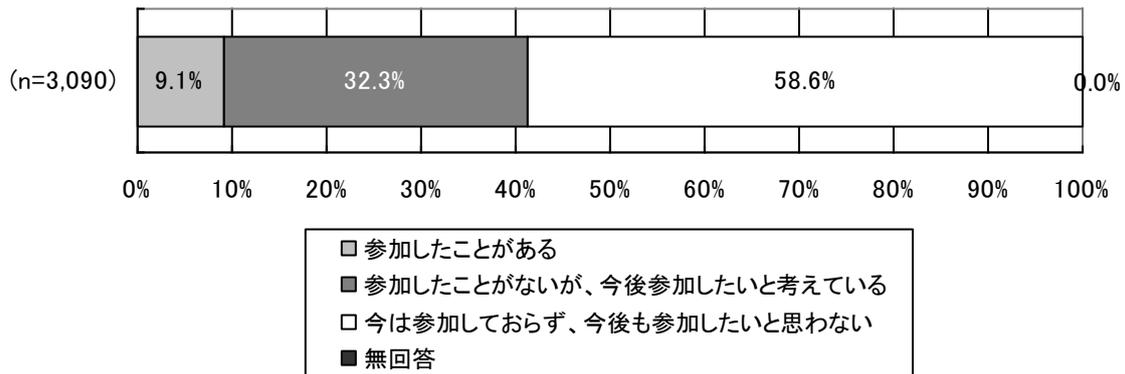
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

(2) 過去2年間の地域活動への参加状況

問5 あなたは過去2年間において、千代田区における地域活動に参加したことがありますか？（も
 っともあてはまるもの1つだけに○をつけてください）

過去2年間の千代田区における地域活動への参加状況について把握したところ、「参加したことがあ
 る」、「参加したことはないが、今後参加したいと考えている」の合計で41.4%を占めている。

図表 0-10 過去2年間の千代田区における地域活動への参加状況（SA）



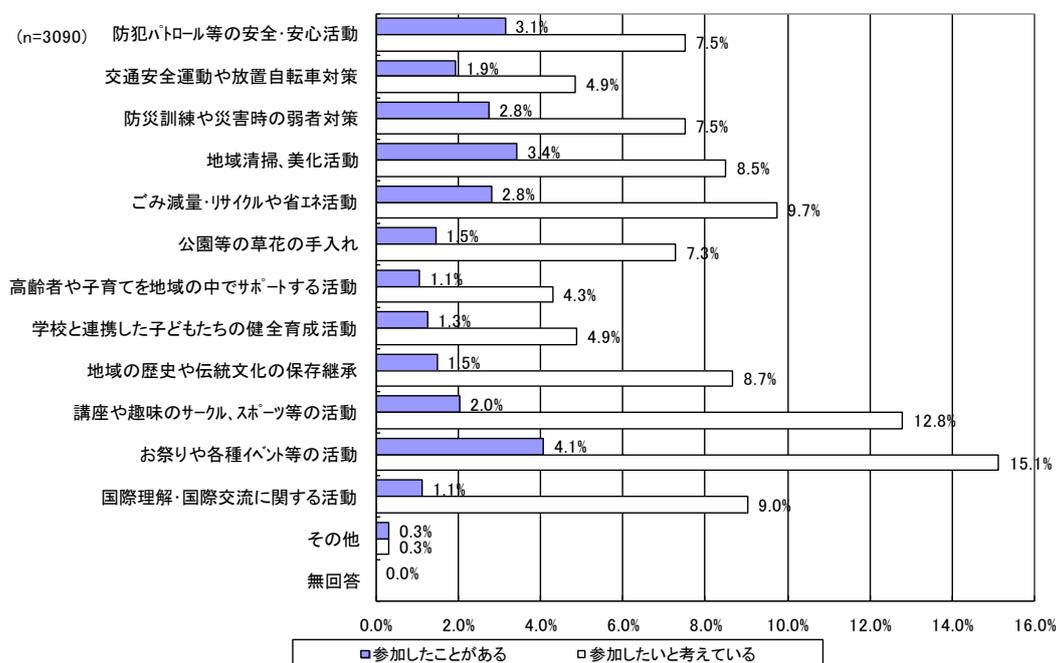
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

(3) 参加や企画・運営したことがある、または今後したいと考えている地域活動

問6 参加や企画・運営をしたことがある、または今後したいと考えている千代田区における「地域活動の内容」について、「1. ～12.」の番号に○印をつけたうえ、「参加経験又は参加希望」と「企画・運営に関与」欄のあてはまるものに○印をつけてください。なお、地域活動の内容についてあてはまるものがない場合には、「13.」にお書きください。

地域活動について、参加したことがあると回答したものが多いのは「お祭りや各種イベント等の活動」である。一方、今後参加したいと考えていると回答した者の割合が最も多いのは、「お祭りや各種イベント等の活動」、「講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動」が多くなっている。

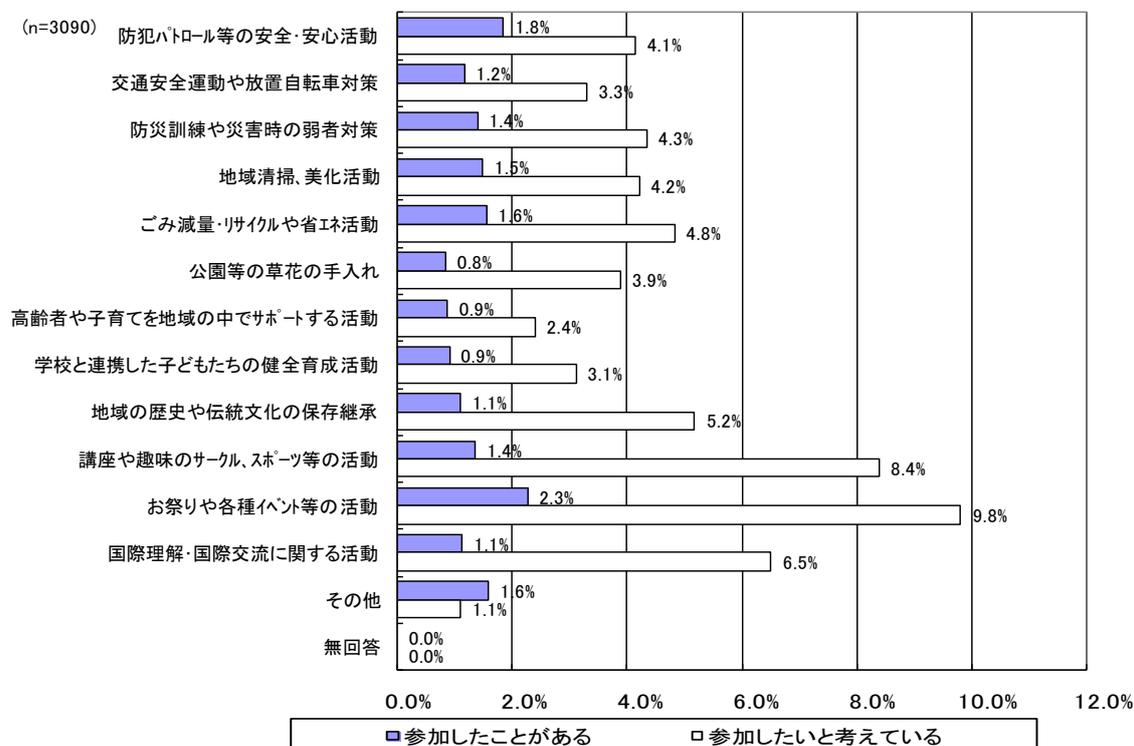
図表 0-11 参加したことがある、または今後参加したいと考えている地域活動 (MA)



4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

地域活動について、企画・運営への関与経験を持つと回答した者の割合が最も高いのは「お祭りや各種イベント等の活動」である。一方、今後関与したいと考えている回答した者の割合が最も高いのは「国際理解・国際交流に関する活動」である。

図表 0-12 企画・運営に関与したことがある、または今後関与したいと考えている地域活動 (MA)

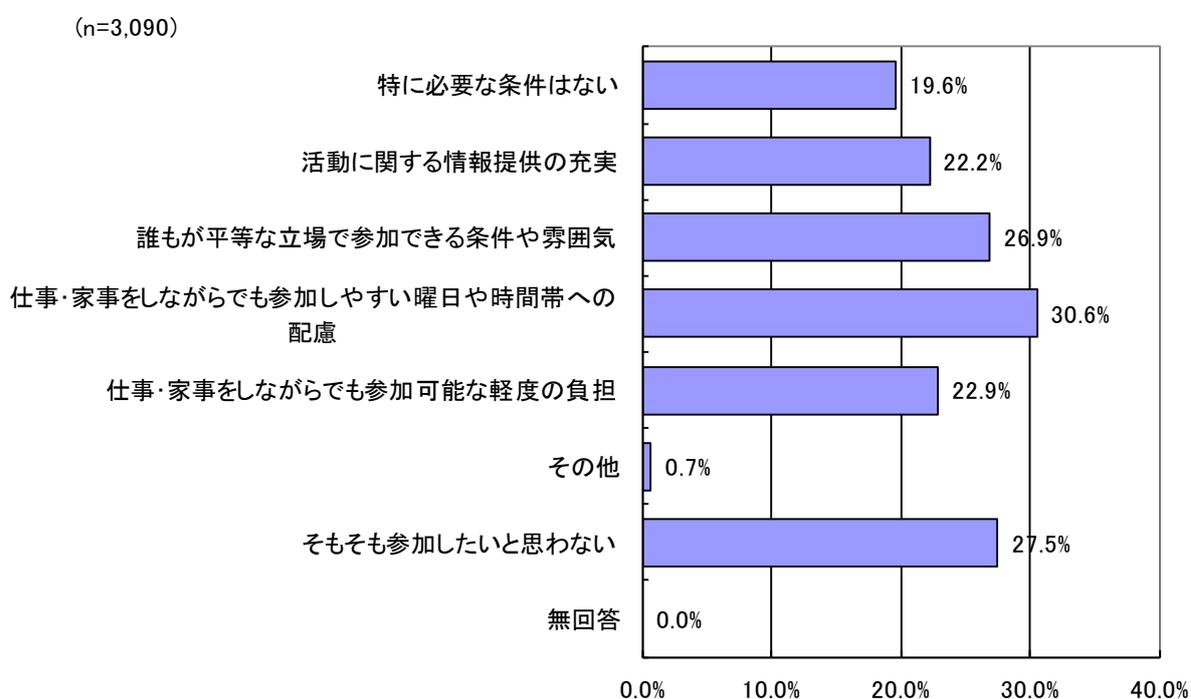


（4）地域活動への参加条件

問7 あなたが千代田区における地域活動に参加する際に、必要だと考える条件は何ですか？また、現在参加していない方は、どのような条件があれば活動に参加してもよいと思いますか？（あてはまるものすべてに○をつけてください）

千代田区における地域活動への参加条件についてみると、「仕事・家事をしながらでも参加しやすい曜日や時間帯への配慮」が30.6%と最も多く、次いで「誰もが平等な立場で参加できる条件や雰囲気」(26.9%)、「仕事・家事をしながらでも参加可能な軽度の負担」(22.9%)の順となっている。一方、「そもそも参加したいと思わない」も27.5%と、比較的多い割合となっている。

図表 0-13 千代田区における地域活動への参加条件 (MA)



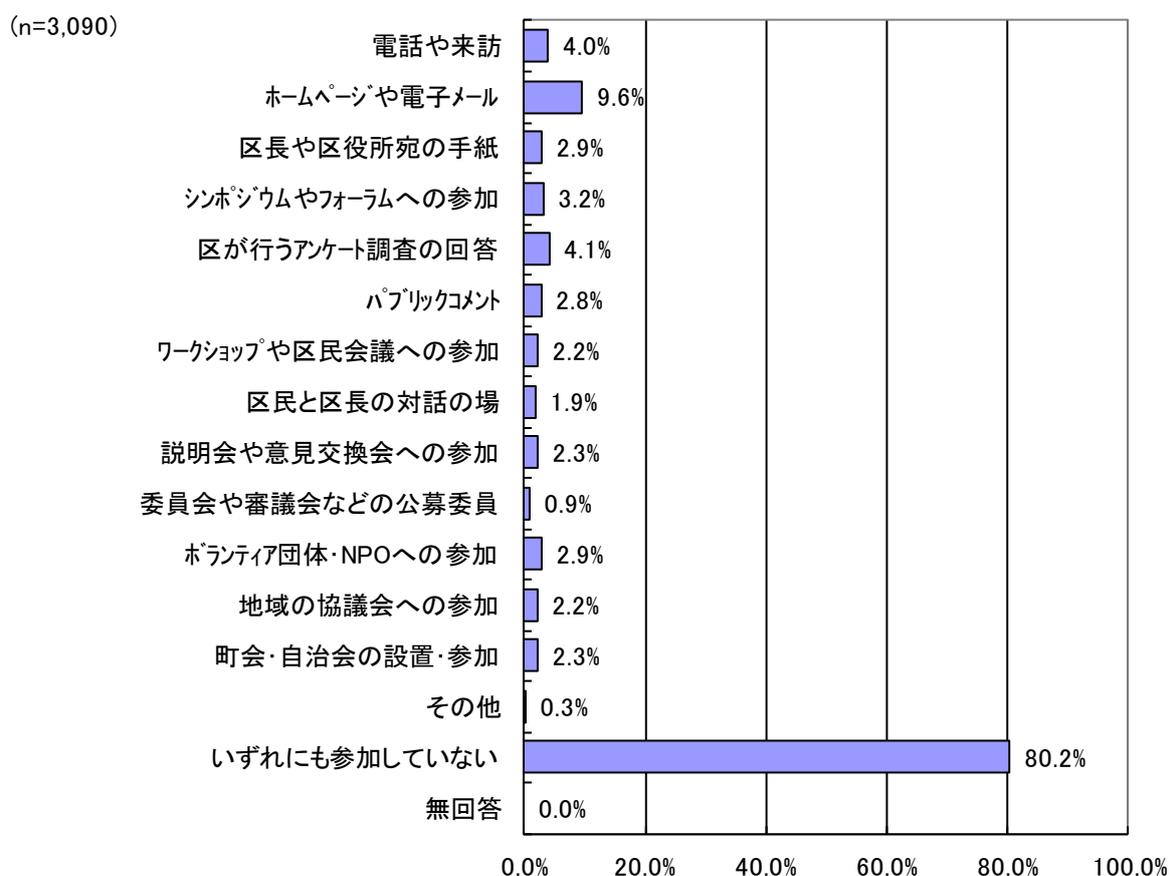
3. 千代田区政への参加状況

(1) 区政への参加経験

問8 あなたは、これまでに千代田区政に参加する機会がありましたか？（参加した形態すべてに○をつけてください）

千代田区政への参加経験について把握したところ、「いずれにも参加していない」が約8割を占める。何かしらの形態で参加経験を有する人については、「ホームページや電子メール」(9.6%)が最も多くなっている。

図表 0-14 区政への参加経験 (SA)



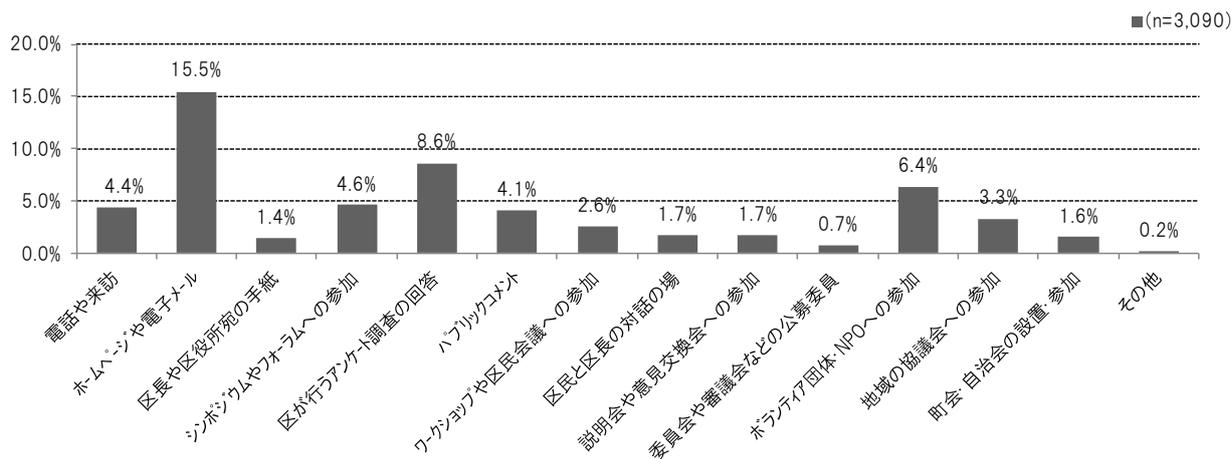
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

(2) 参加したいと思う参加形態

問9 あなたは、今後、千代田区政に積極的に参加したいと思いますか？参加したいと思う順番に3つまで、下記からお選びください。（あてはまるもの3つに○をつけてください）

参加希望の1番目に挙げられた参加形態についてみると、「ホームページや電子メール」の回答割合が最も高い。次いで、「区が行うアンケート調査の回答」、「ボランティア団体・NPOへの参加」などが高い。

図表 0-15 区政参加希望（1番目として選択）(SA)



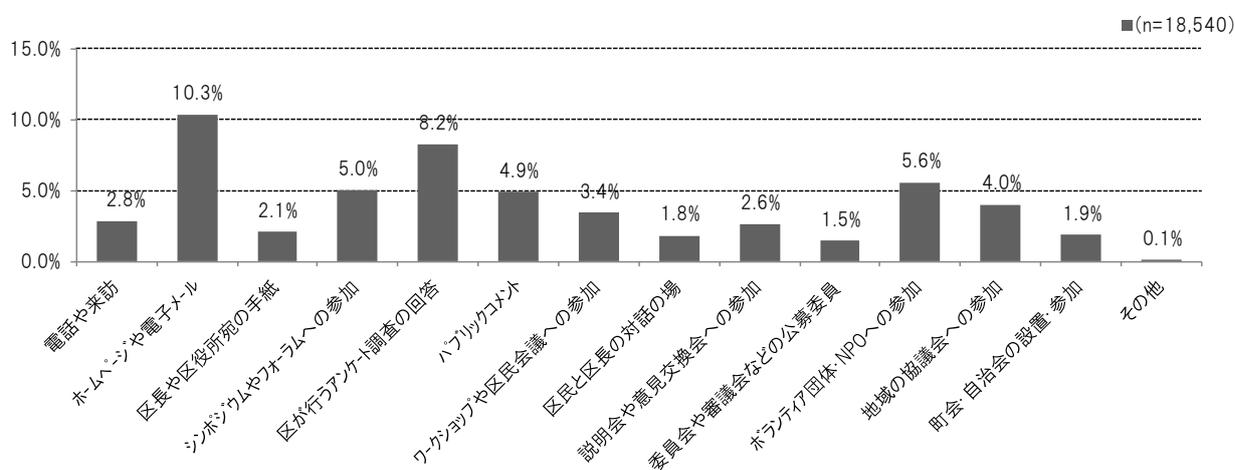
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋） （2）昼間区民アンケート

それぞれの参加形態について、参加希望の順位も踏まえ、参加希望を数値化し、前述の一番目に挙げられた割合と比べると、「ホームページや電子メール」が最も高く、次いで「区が行うアンケート調査の回答」、「ボランティア団体・NPOへの参加」の順であり、傾向に大きな違いは生じない。

*参加希望の数値化の方法

- 各選択肢について、参加したいと思う順番の1番目として回答されれば3点、2番目として回答されれば2点、3番目として回答されれば1点として、得点を算出し、回答者全員の得点を合計する。
- 各選択肢の合計点を、全回答者の総得点（3,090人×6点＝18,540点）で除し、その割合を各選択肢に対する参加希望の割合とする。
- あくまで回答の傾向をみるための便宜的な数値化であることに注意が必要である。

図表 0-16 参加したいと思う区政への参加形態スコア（SA）



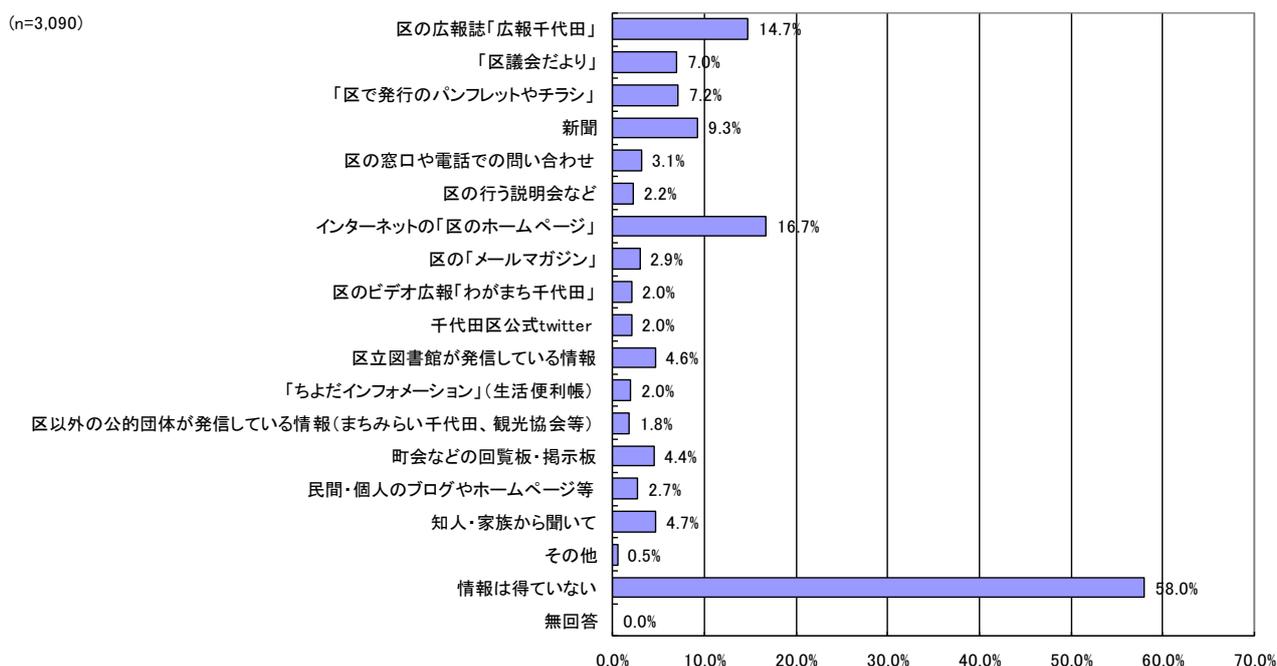
4. 千代田区政の情報受信状況

（1）区政に関する情報の入手先

問 10 あなたは千代田区政に関する情報をどこから得ていますか？（あてはまるものをすべてに○をつけてください。）

区政に関する情報の入手先について把握したところ、「情報は得ていない」が約6割を占め圧倒的に多くなっている。入手している人については、「区のホームページ」（16.7%）、「広報千代田」（14.7%）の割合が比較的多くなっている。

図表 0-17 区政に関する情報の入手先（SA）



4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

(2) 情報受信手段別の評価

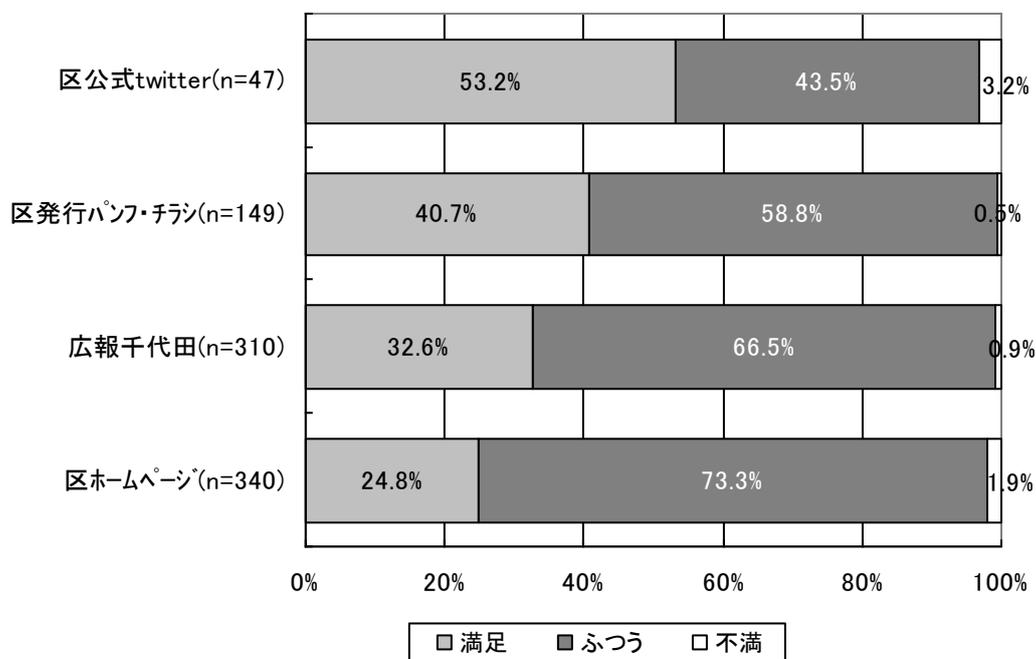
問 10 で「広報千代田」、「区で発行するパンフレット・チラシ」、「区のホームページ」、「千代田区公式 twitter」を選択した人を対象に、「満足」「ふつう」「不満」の3段階で満足度を把握するとともに、「不満」と回答した人に対し、その理由を把握した。

①情報受信手段別の満足度

問 11 次の千代田区政に関する情報の受信手段の満足度について、あなたのお考えに最も近いものを1つずつ選び、○をつけてください。

4 媒体別の満足度を比較すると、「千代田区公式 twitter」が 53.2%と最も高く、次いで「区で発行するパンフレット・チラシ」(40.7%)、「広報千代田」(32.6%)、「区のホームページ」(24.8%)の順となった。

図表 0-18 情報受信手段別の満足度比較



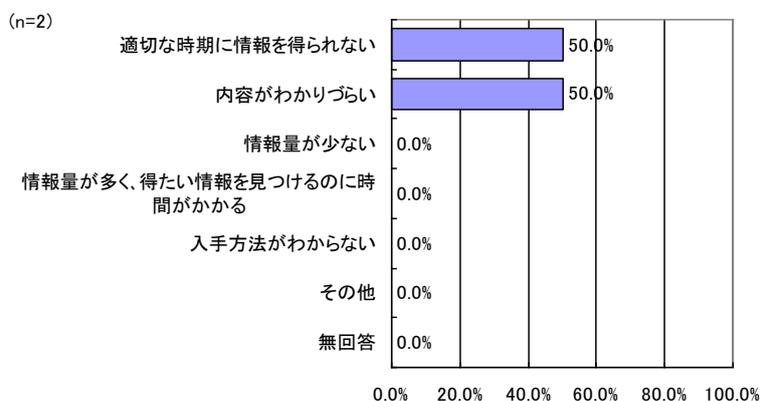
②情報受信手段別の不満の理由

問 12 情報の受信手段に「不満」と感じるのはどのような理由からですか？（あてはまるものをすべて選び、○をつけてください。）

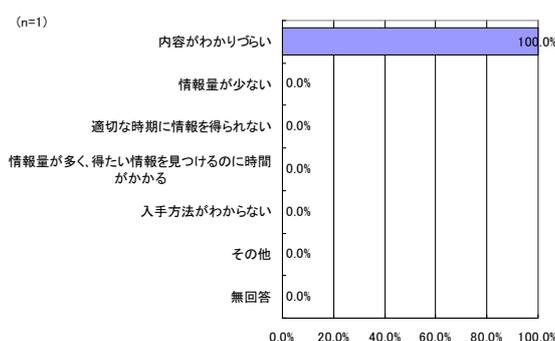
情報受信手段別に不満の理由についてみると、「千代田区公式 twitter」については、「適切な時期に情報を得られない」、「内容が分かりづらい」点が、「区発行のパンフレット・チラシ」については、「内容が分かりづらい」点が、「広報千代田」については、「情報量の少なさ」、「適切な時期に情報を得られない」点が、「区のホームページ」については、「内容が分かりづらい」、「適切な時期に情報を得られない」、「情報量が多く得たい情報が見つからない」点がそれぞれ指摘されているが、いずれもサンプル数が少なく参考値であることに留意が必要である。

■参考

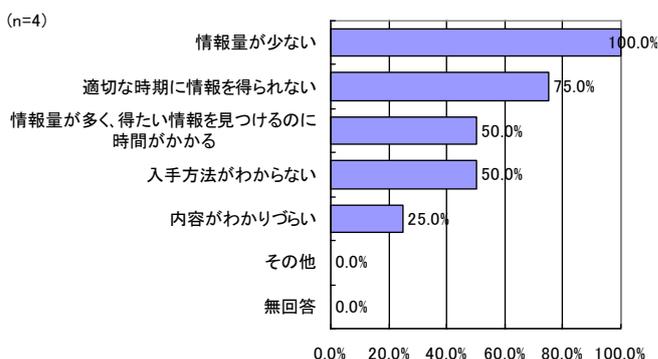
「千代田区公式 twitter」の不満の理由（SA）



（「区で発行のパンフレット・チラシ」の不満の理由（SA））

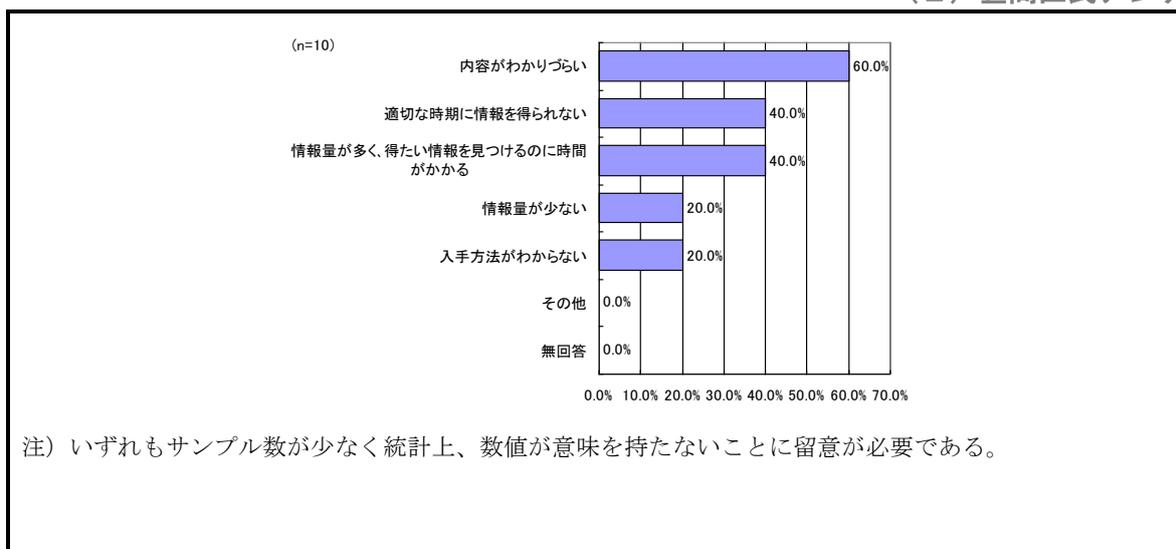


（「広報千代田」の不満の理由（SA））



（「区のホームページ」の不満の理由（SA））

4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
（2）昼間区民アンケート

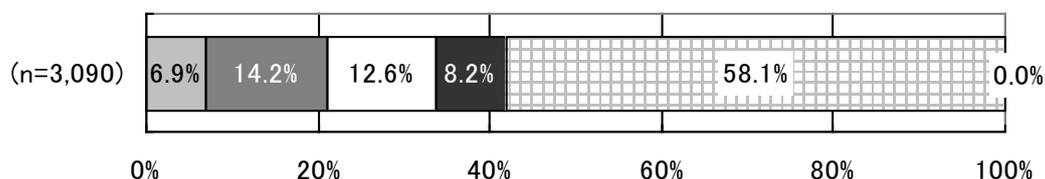


（3）区発行の紙媒体を読む頻度

問 13 あなたは「広報千代田」をはじめとする区で発行する紙媒体のパンフレットやチラシをどの程度読んでいますか？（あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。）

区が発行する紙媒体を読む頻度について把握したところ、「普段は読まず、問い合わせもしない」が約6割を占めた。

図表 0-19 区発行の紙媒体を読む頻度（SA）



- 広報紙、資料などは概ね読んでいる
- 広報誌、資料の内容に関心がある場合に読んでいる
- 普段は読まないが、必要になった場合に、区の施設などで入手し、読んでいる
- 普段も読まず、また、必要になった場合には直接問い合わせるため、ほとんど読まない
- 普段は読まず、問い合わせもしない
- 無回答

千代田区参画・協働ガイドライン

平成 26 年 4 月

編集・発行 千代田区政策経営部企画調整課